

| | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|-------|
| 議 長 | 副議長 | 局 長 | 次 長 | 議事係長 | 議 事 係 |
| | | | | | |

| 厚生常任委員会会議録 | | | |
|--------------------|--|-----|--------------|
| 日 時 | 平成 29 年 10 月 5 日 (木) | 開 議 | 午後 1 時 0 0 分 |
| | | 散 会 | 午後 5 時 0 2 分 |
| 場 所 | 第 1 委員会室 | | |
| 議 題 | 付 託 案 件 | | |
| 出席委員 | 新谷委員長、松田副委員長、中村 (岩雄)・高橋 (龍)・高野・ 横田各委員 | | |
| 説明員 | 生活環境・医療保険・福祉・病院局小樽市立病院事務各部長 ほか関係理事者 | | |
| 別紙のとおり、会議の概要を記録する。 | | | |
| 委員長 | | | |
| 署名員 | | | |
| 署名員 | | | |
| 書 記 | | | |

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に中村岩雄委員、横田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、説明員より報告の申し出がありますので、これを許します。

○委員長

「小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の経過について」

○（医療保険）介護保険課長

小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の経過について、報告させていただきます。

小樽市高齢者保健福祉計画等策定委員会ですが、現在まで、第 1 回が 5 月 31 日、第 2 回が 7 月 26 日、第 3 回が 8 月 10 日、第 4 回が 8 月 30 日と 4 回開催されております。

また、各回の議題は資料に記載させていただいているとおりでございます。

アンケート結果につきましては、現在まで介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、介護保険施設サービス事業者アンケート、介護保険指定事業者アンケートが終了しており、別添資料 1 から資料 4 としております。

また、医療機関意向調査及び在宅介護実態調査の二つのアンケートについて、現在調査中であります。

スケジュールにつきましては、全 8 回の策定委員会と、第 4 回定例会、第 5 回定例会での報告を行ってまいります。

○委員長

「小樽市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について」

○（福祉）こども育成課長

小樽市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、報告いたします。

この計画は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保並びに事業の円滑な実施を行うため、平成 27 年 3 月に策定したもので、計画期間は平成 27 年度から 31 年度までの 5 年間となっております。

また、市町村は毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し、その結果を公表することとされておりますので、今回報告させていただくものです。

まず、資料 1 をごらんください。この資料は、平成 27 年度における地域子ども・子育て支援事業に係る 11 事業の事業評価を一覧にまとめたものであり、本年 3 月に委員の皆様へ資料をお配りさせていただいたところですが、資料配付後に評価の一部を修正させていただいたことから、改めてお配りするものです。

修正箇所は、一覧表の右から 4 列目に修正前の評価を、右から 3 列目に修正後の評価を記しておりますが、5 番の養育支援訪問事業、6 番の子育て短期支援事業、10 番の病児（病後児）保育事業の 3 事業について、平成 27 年度時点で事業に未着手であったことから、修正前の C や D の評価を改め、修正後は評価欄に斜線を引いて、評価の対象外であることをあらわしております。

続きまして、平成 28 年度の子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について、説明させていただきます。

資料 2-1 をごらんください。

三つの表が並んでおりますが、左の表は平成 28 年度における幼稚園や保育所等に対する需要と供給について、計画策定時の見込みをあらわしたもので、真ん中の表は平成 28 年度実績を、右側の表は計画策定時の見込みと平成 28 年度実績との差をあらわしたものとなっております。

平成 28 年度実績につきましては、幼稚園部分では 1,265 名の利用実績に対し、1,605 名と十分な定員を確保して

おります。また、保育所部分では 1,373 名の利用実績に、ことし 3 月時点の入所待ち児童数 103 名を加えますと 1,476 名となり、保育所全体の定員である 1,509 名と比較すると需要と供給がほぼ均衡しているものと考えております。

本市としましては、今後も従来型の幼稚園や保育所から子ども・子育て支援新制度の幼稚園や認定こども園に移行する施設がふえることが予想される場所であり、保育施設等の利用定員の設定に当たりましては、事業者の意向を確認しながら市全体の保育需要の状況を勘案し、小樽市子ども・子育て会議の意見を伺った上で、適切に決定していきたいと考えております。

次に、資料 2-2 をごらんください。

資料の 1 枚目は、平成 28 年度における地域子ども・子育て支援事業に係る 11 事業の事業評価を一覧にまとめたものであり、2 枚目以降は個別の事業評価の詳細を記載したものでございます。

平成 28 年度におきましては、5 番の養育支援訪問事業を開始したことから、同事業について平成 27 年度の事業未実施から平成 28 年度は評価を B に改めたところでございます。

なお、平成 29 年度は小樽市子ども・子育て支援事業計画の中間年に当たり、計画策定時に見込んだ需要量と実績値に大きく乖離が生じている事業等について、今年度末をめどに計画の中間見直しを行う予定でありますので、見直しの内容がまとまりましたら、改めて報告させていただく予定です。

○委員長

「周産期医療の状況について」

○（福祉）主幹

周産期医療の状況について、報告いたします。

7 月 25 日に第 4 回北後志周産期医療協議会を開催しましたので、協議内容について、報告いたします。

まず、第 2 回定例会において補正予算を計上しました周産期医療支援事業費補助金について、小樽協会病院に対し財政支援を行ったこと、第 3 回同協議会開催以降、医師確保ワーキンググループを 1 回、施設改修ワーキンググループを 2 回開催しましたので、その検討内容について報告いたしました。

次に、施設改修ワーキンググループにおいて検討を続けてきました、医師から選ばれる病院となり、妊婦の皆様がより快適に出産できるよう分娩施設の改修について、改修案がほぼ固まりましたので、その内容について報告し、今後の進め方として、施設改修費用の財政支援について財政支援ワーキンググループにおいて検討していくこと、医師確保のめどがたった時点で第 5 回協議会を開催したい旨、報告し、了承を得ました。

また、協議会終了後、北後志の各市町村長が札幌医科大学産婦人科教授を訪問し、医師の派遣について要請を行ってまいりました。

○委員長

「市内飲食店営業施設を原因とする食中毒の発生について」

○（保健所）生活衛生課長

市内飲食店が提供した食事が原因で食中毒が発生し、営業停止処分を行った 2 件について、報告いたします。

1 件目です。平成 29 年 7 月 26 日、市内の医療機関から、7 月 24 日に市内飲食店を利用した 1 グループのうち複数名が嘔吐、下痢等の胃腸炎症状を呈しているとの連絡がありました。保健所が調査したところ、7 月 24 日に市内飲食店焼き鳥居酒屋小樽炭花を利用した 1 グループ 25 名のうち 6 名が、25 日から 26 日にかけて、腹痛、嘔吐、下痢等の食中毒様症状を呈し、そのうち 5 名が医療機関を受診していたことが判明しました。

有症者の共通食が当該飲食店の提供した食事に限定されること、有症者 5 名の便からノロウイルスが検出されたこと、さらに、症状はないが飲食店従業員 1 名の便からもノロウイルスが検出されたことや有症者の症状がノロウイルスによる食中毒症状と一致することから、当該飲食店を原因とする食中毒と判断いたしました。

営業者に対して、食品衛生法第 55 条に基づき、当該飲食店について 7 月 28 日から 30 日までの 3 日間の営業停止

を命じ、その間、営業者へ施設消毒の指示及び調理従事者への衛生教育等を実施しました。

続きまして 2 件目です。平成 29 年 9 月 14 日市内飲食店明治の営業者から 9 月 7 日に当該飲食店を利用した 1 グループのうち複数名が下痢等の胃腸炎症状を呈しているとの連絡が入りました。

保健所が調査したところ、9 月 7 日に市内飲食店明治を利用した 1 グループ 3 名が、9 日から 10 日にかけて、下痢、発熱等の食中毒様症状を呈し、そのうち 2 名が医療機関を受診していたことが判明いたしました。

有症者の共通食が当該飲食店の提供した食事に限定されること、有症者 3 名の便からカンピロバクター・ジェジュニが検出されたこと、有症者の症状がカンピロバクター・ジェジュニによる食中毒症状と一致することから、当該飲食店を原因とする食中毒と判断いたしました。

営業者に対して、食品衛生法第 55 条に基づき、当該飲食店について 9 月 25 日から 27 日までの 3 日間の営業停止を命じ、その間営業者へ施設消毒の指示及び調理従事者への衛生教育等を実施しました。

○委員長

これより一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、民進党、公明党、共産党、中村岩雄委員の順といたします。

自民党。

○横田委員

◎ふれあいバスについて

今定例会は、福祉部、特に地域福祉課等が大変いろいろな質問に対して、しっかりと答弁していただいております。私もまだふれあいバスのお話もあるのですが、市長、副市長がいないので聞いてもしょうがない。ただ、私が北海道中央バス株式会社に聞き取りだとか、いろいろな方とお会いして話を聞いた中では、これは前にも言いましたけれども、原部・原課の皆さんは、ふれあいバス事業の精神について、本当に頑張っていただいていると言っていました。福祉部長までは。その上がだめだと言っていました。

ですから、皆さん方の頑張りはまだ本当に痛ほどわかるのでしょうか、頑張っておられますので、ぜひ今後も、きょうもちろん質問があるでしょうけれども、私はないですが、どうやったらこの事業が市民の皆さん方に愛されるというか、使われて、所期の目的、高齢者が表へ出る、元気で頑張ってもらおうというような目的のために浸透するよう、さらに頑張っていただきたいと思います。

◎子供の貧困対策について

私からは、まず、子供の貧困対策という部分、共産党の高野委員も前回やっておりましたし、それからアンケートのお話、調査のお話もしておりましたけれども、私はまた違った視点といたしまして、まず小樽市の実態を知りたいのですが、なかなか難しい数字かなと思いますけれども、市内の子供の貧困率、その前に、子供の貧困率の定義というか、こういうふうに出すのだよということを、まずお聞きします。

○（福祉）こども福祉課長

貧困率と一般的に言われている数字というのは国でしか基本的に出していないのですが、国の考え方としては、世帯の平均年収の 2 分の 1 以下の世帯を貧困世帯と定義づけております。

○横田委員

平均的な所得の半分に満たない家庭で暮らす 18 歳未満の割合ということだと思いますが、これは今、国でのお話でしたけれども、各自治体の積み上げではないのでしょうか。小樽市の貧困率というのはわかるのですか。

○（福祉）こども福祉課長

小樽市では現在、貧困率の算出はいたしておりません。

○横田委員

なかなか難しいといえますか、所得だとかといった絡みもあるので、出ないのでしょうけれども、報道なんかによりますと、相対的貧困率は 15～16%というふうになっていますね。だから、1 割と少しが貧困であるということだと思います。

それで、6 月の報道で子供の貧困対策として厚生労働省が生活保護世帯向けに来年から対策をとっていくと、具体的には、高校生に対して、大学あるいは専門学校への進学に対して、一時金 20 数万円ぐらいを出していきたいということなのですが、ぜひ国で、厚生労働省でこういうことをやってほしいのですけれども、小樽市として、生活保護家庭になるのでしょうか、何か対策をとられていることはあるのですか。なければならないで大丈夫です。

○（福祉）生活支援第 1 課長

現在は、生活保護世帯に対してということであれば何も対策はとっておりません。

○横田委員

子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成 25 年にできまして、いろいろ地方公共団体のやらなければならないことが列記されております。今、生活支援課では、生活保護世帯の子供たちに対する特別な経済的支援になるのでしょうか、そういうものがないというお話でしたけれども、ここにいろいろ書いてありますが、教育の支援、当委員会は教育は違いますけれども、生活の支援、これは貧困の状況にある子供及びその保護者に対する生活に関する相談だとか、貧困の状況にある子供に対する社会との交流の機会の提供、その他貧困の状況にある子供の生活に関する支援のために必要な施策を講ずるものとするだとか、生活保護の保護者に対する就労の支援、それから経済的支援としては、各種の手当等の支給、貸付金の貸し付け等ありますけれども、小樽市として、今、経済的な支援はないとおっしゃいましたが、子供の貧困対策ということで取り組んでおられることがあればお聞きしたいと思いません。

○（福祉）生活サポートセンター所長

子供の貧困というふうに限定するわけではないのですけれども、家庭として生活に困窮している人に対しては、小樽市生活サポートセンターたるさぼが平成 27 年に開設になりまして、そちらで広く相談を受け付けております。このほかに、生活保護に関しては福祉部の相談室で受けておりまして、支援策としては、先ほど経済的な、お金を出すという制度はないというお話でしたが、いろいろな減免制度がありまして、各課にまたがるのですけれども、例えば保育料だとか水道料、市営住宅、国民年金などの減免制度などが小樽市も施策としてあります。

○横田委員

いろいろな統計等では経済的に困窮している家庭の子供たちは、やはり学力も下がっていると言ったら怒られますけれども、低いといいましょうか、そんな統計が出ているようであります。ぜひ小樽の子供たちがしっかりと学べるようなそういう対策を、生活保護家庭に限らず、困窮者に対してはぜひお願いしたいというところであります。

子供の貧困対策推進庁内連絡会議というのが小樽市にもあると聞きましたが、ホームページを見たのですけれどもわからなかったもので、概要と、どんな事業とか施策をされているのか、お聞きしたいと思います。

○（福祉）こども福祉課長

小樽市では、小樽市子供の貧困対策推進庁内連絡会議を平成 27 年に設置しております。

構成委員といたしましては、福祉部、産業港湾部、総務部、財政部、生活環境部、教育部、保健所、医療保健部、建設部で構成しておりまして、目的といたしましては、子供が健やかに育成される環境を整備するために必要な施策の円滑な実施及び庁内における連絡調整を図ることを目的としております。

平成 27 年度以降は各部局で実施している施策を確認したりということが中心になっていたのですが、委員がおっしゃいますとおり、現在、子供の貧困というのは全国的な問題になっておりますので、今後アンケート調査も含めて、子供の貧困対策推進庁内連絡会議で、今後の方向性について検討してまいりたいと考えております。

○横田委員

せっかく立ち上がっている庁内連絡会議でありますので、こども福祉課長の今の話ですと、それぞれの部局で対策をとっているということですが、それを持ち寄って我々はこんなことをやっているのだという報告だけで、何か会議としてはあれかなと思いますので、そこに上ってきている、どのくらいの頻度で開催しているのかはわかりませんが、上ってきている、またがっている各部なり、課の中で貧困対策としてこういうことを、まとめはこども福祉課長がやっているのですね。各部から上がってきているもので、主なものといいたまいますか、そういう対策をとっているぞと、何々部はこういう対策をとっているみたいなものがあれば、お答えいただきたいと思います。

ごめんなさい、先に言っていなかったもので、用意されていなかったのだと思います。そういったものが立ち上がっているのであれば、有意義に進めていただきたいと思います。トップは誰になっているのですか。

○（福祉）こども福祉課長

委員長につきましては、福祉部子育て支援室長が務めております。

○横田委員

私の探し方が悪かったのかもしれませんが、ホームページもなかったような気が、あるのですか、書いていますかね。そういうのも、今こういう時期ですので、今こういう時期というか、いろいろ問題になっているところでもありますので、開催の都度、概要なんかを書いていただくと、我々も見て、ああそうかなとなりますので、組織の概要だとか、室長がということですので、ひとつ今後、ホームページの掲載、あるいは開催の内容なんかを、この委員会でというわけでもなくてもいいですから、投げ込みでもいいですから、お知らせいただければ、それぞれみんながなるほどと、共通の情報を共有できるかなと思いますので、よろしく願いいたします。

貧困対策推進計画というのもつくりなさいみたいなことも書いてありますけれども、これはまだないのですよね。

○（福祉）こども福祉課長

指針なり貧困対策推進計画というのはまだ策定しておりませんが、まずは小樽市の実情を調べるということを考えておまして、アンケートの実施について今検討しているところであります。

○横田委員

この調査をしっかりやって、そういった計画を浸透させていくことによって、子供の貧困に対する対策ができるのかなというふうに思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、例えば教育だとか、その方面もあるのですが、そういった横の連絡は、何かとられているのですか。庁内連絡会議には、教育も入っているのですよね。そういったところで横の連絡がとれているということなのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

現在のところ、連携といいますか施策によって、例えば子供の学習の支援の部分では、福祉部の部分と教育と連携しながら、どのようにやっていくかとか、そのような打ち合わせは継続して行っております。

○横田委員

ぜひお願いします。

教育の場ではないので、お話しするのも変なのですが、どうしても学校の中でも、先ほどの学力の話もありましたけれども、貧困ということで、今度はいじめに進行したり、いろいろなことがありますので、教育ともしっかり連携をしていただければと思います。

◎無届け有料老人ホームについて

次に、無届け有料老人ホームについて質問しますが、無届けだから把握できていないのかもしれないけれども、小樽市内にそういった施設が現実にあるとは思いますが、何か把握はされているのでしょうか。

○（福祉）次長

無届けではございますけれども、一応有料老人ホームを管轄しておりますのが、北海道になります。小樽市でいえば、後志総合振興局となりますけれども、そちらで調査等を行っております、11月1日現在、小樽市内の未届けの有料老人ホームは7カ所と把握しています。

○横田委員

7カ所はどこだというのは、特定できているのですよね。

報道によると、北海道は結構多いのかな。北海道の数字も出ていますけれども、その7カ所に対しては何か指導なり、道が直接やるのですか。現地にその7カ所があって、それは指導を道がやるから小樽市は何も、何もと言ったらごめんなさいね、対策はとっていないということではよろしいですか。

○（福祉）次長

先ほども申しましたけれども、後志総合振興局で所管しておりますが、定期的ということではございませんが、これは無届けでございますので、後志総合振興局からは基準を満たしてきちんと届け出るようにという指導はしております、不定期ではありますけれども、何か不都合が、そういったことがあれば、都度後志総合振興局が指導なり、そういったことに入るといことになります。

あと、もし小樽市にもそういった情報を提供いただいて、一緒にということであれば、後志総合振興局と一緒に小樽市も同行して施設に伺うことはあるかと思ます。

○横田委員

だんだん高齢者もふえてきて、受け皿もないので、そういうところへ行かれる方もいるのでしょうかけれども、これも報道の範囲でしかあれですが、病院だとか診療所だとか、それから公的な相談窓口がそういったところを紹介、あっせんというのでしょうか、している例が多いみたいな報道がありました。無届けに行きなさいというのは、なかなか形としてはよろしくないのかなと思ますが、小樽市内でそういった事例などは把握されているのでしょうか。

○（福祉）次長

今、委員がおっしゃられましたのは、平成28年度の厚生労働省の補助事業として一般財団法人高齢者住宅財団というところで全国の調査を行っておりますけれども、その調査結果の中で、今、委員がおっしゃられましたように病院からの紹介が7割ぐらいあるというふうな調査結果が出ております。

残念ながら小樽市でそういった調査を行ったことはございませんが、病院からも、退院してからの受け皿といえますか、住まいを探すという意味では、入居先の対象として紹介している中で無届けのものもあったということだと思いますので、無届けのものを率先して紹介しているということではなくて、受け皿といえますか、居住できる施設の一つとして無届けのものも含まれていたというようなことかと思ます。

○横田委員

同じ調査だと思いますけれども、全国で1,200数カ所の無届けホームを確認している。そのうち道内は何と400件ぐらいあるのですね。しかもさらにその半分、200数件が札幌市にある。小樽市は先ほど7件ということでしたけれども、7割ぐらいの先ほど病院や診療所ということがありましたが、そのほかにもケアマネジャーだとか、地域包括支援センターからの紹介だとか、無届けだけに限定してですよ。そのぐらいの高い確率であるということですね。

何を言いたいかというと、やはり無届けですから先ほど来から振興局が所管だというのはもう重々わかるのですけれども、例えば高齢者の虐待だとか、それから、そういったチェックが、届け出ているところは、いろいろな報告の義務があるからするのでしょうか、無届けだとそういうチェックがなかなかできないと。昨今全国的に虐待があったり、あるいは死亡に至ったりだとかいろいろなことがありますので、小樽市民が入所しているそういう施設

で市民に何かあると、決して無届けが全部やっているという話ではないですよ。虐待しているとかそういうことではないですが、チェックが行き届かないのではないかなと思います。

当然無届けだから報告の義務も何もないのでしょうかけれども、道ではどうやって把握しているのですか。わざわざ各市に行って全部調査はしませんよね。届け出なさいよという指導をしているということだから、現場に行っているのかもしれませんが、いろいろな無届けホームの状況の把握などというのは小樽市の仕事ではないかもしれませんが、どんなふうにやっておられるか、次長がわかれば示してほしいですね。

○（福祉）次長

確かに無届けでございますので、定期的に訪問とかということはございませんけれども、虐待に関していえば、そういった事実、施設側からというのは余りないのかもしれませんが、利用者であったり、利用者の家族からそういった通報というのは小樽市であったり、また後志総合振興局であったり、通報等があるかと思っておりますので、そういう通報があった場合には、もちろん後志総合振興局も小樽市もその施設に行つて事情を把握するということがございますので、定期的に何かチェックは、なかなか今は無届けであればしばらくかと思っておりますが、通報等がございましたら、その都度その施設に出向いて確認をしているというところでございます。

○横田委員

それは簡単に言うと当たり前のことといえましょうかね。私が言いたいのは、事前にいろいろな指導なり、そういうことが起きないように防止していかないと、起こってから調査というのはなかなか難しいし、それから利用者からの通報といいますが、これも言うともたさらにいじめられるみたいなことがあるやもしれませんので、なかなか余り期待はできないのかなという気がしますが、いずれにしても、無届け状態が、無届けでない、届けをしてもらうような状態に早くなつてほしいなという気持ちであります。

無届け有料老人ホームが届け出をしない理由は、手続きが煩雑というのが一番多いみたいです。どのぐらいの量なのか知らないけれども、書類をたくさん書かなければならないみたいなことも書いていますし、それからスプリンクラー等の消防設備の設置、届け出るとこれはつけなければならなくなるのでしょね。ですから、やらないと。新聞報道で、先ほどのその届け出の手続きが非常に煩雑、複雑だというのは、例が出ていまして、膨大な申請書類の準備を行政書士に頼むなどしたら、600 万円以上かかったというのです。ですから、お金の面、それから手続きが煩雑な面、これはどうかかわからないけれども、行政の干渉を受けずに自由に事業を行いたいなどという例もありますね。

いずれにしても、繰り返しになりますが、無届けの 7 カ所を把握されているということですので、振興局と連携をとりながらぜひ届け出してもらつて、いろいろな報告を受けて、事故やあるいは犯罪がないようお願いしたいというところであります。

◎認知症対策について

次に、認知症対策ということで、認知症予備軍、軽度認知障害、MC I というそうですが、小樽市の認知症対策、それと今の予備軍、これなどの発見といえましょうか、対策、それから小樽市で行っている認知症に関するいろいろな施策を、一遍にお聞きしますけれども、お答えをいただきたいと思つます。

○（医療保険）介護保険課長

認知症予備軍発見の実証実験につきましては、軽度認知障害発見のためのプログラムといたしまして、鳥取県琴浦町などで物忘れ相談プログラムによるタッチパネル型コンピューターを使用したスクリーニング調査などが行われておりまして、道内でも函館市など実施された自治体があると聞き及んでおります。しかし、小樽市において実施した実績がなく、市内の事業所等で行つたという話も今のところ聞いておりません。小樽市におきましては、今後、調査を実施した自治体に照会しまして、効果や経費などについて聞き取りまして、調査の必要性を含めて検討してまいりたいと考えております。

次に、小樽市の認知症対策の施策についてでしたが、小樽市の認知症対策につきましては、早期に認知症発見、適切な医療や介護を受けられるように、専門職で構成された小樽市認知症初期集中支援チームを地域包括支援センターに配置、認知症の人とその家族、地域の方などが参加できる認知症カフェ「小樽オレンジかふえ」への補助、あとは、認知症に対しての正しい理解を深め、認知症の人と家族を地域で見守っていくことを目的とした認知症サポーターを養成する認知症サポーター養成講座、認知症に関する講演会の開催、また、小樽市認知症疾患医療センターを小樽市立病院に開設しております。その他、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置、小樽地域 SOS ネットワーク、高齢者見守りネットワーク、認知症予防教室などを施策としております。

○横田委員

道内は寿都町と北竜町で 70 歳以上の全町民対象にやっておられるようですので、そんなことも参考にして、よろしく願いいたしたいと思います。

○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

民進党に移します。

○高橋（龍）委員

◎ふれあいバスの今後の制度設計について

それでは、予算特別委員会に引き続き、ふれあいバス一本に絞って積み残しの部分から先に伺っていきます。

市長の出席がなくなってしまったものですから、私の質問も減ってしまったのですが、逆に、市長がいらっしやらないということで、原課の皆さんにもぜひ忌憚のない御意見といいますか、率直な御答弁をいただければと思います。

まず、ここまでのいろいろな点において、疑義のあったふれあいバスですが、私を含め基本的に本来の手の瑕疵であったり、中央バス、事業者との交渉の仕方について、多く議員が指摘する場面が大部分の時間を占めてしまったのかなというところです。

まだ真相が明らかになっていない点が多くあるのは確かですが、きょうは市長もいらっしやらないですし、いずれにせよ、ここから考えていかなければいけないのは、このふれあいバスというそもそもの事業の継続をどのように行っていくのかなと思っています。

東京都では、たしかこういったふれあいバスに近い、高齢者福祉施策の中の補助金というか、補助施策で 100 数十億円、人口規模も 100 倍のレベルですから、そんな額になるのかなと思いますけれども、東京都議会で費用対効果がどうなのかという議論もあったということで、私個人的に言わせていただくのは、費用対効果というものでなくて、生きがい創出とか積極的な社会参加というところなので、そういったお金と照らし合わせてどうなのかというところではない部分で、皆さん考えていただければなと思っています。

では、小樽市に戻すと、今後新しい制度設計をするのか、または現状の制度の中で負担割合をどうしましょうということを考えていくのか、ただ実際、改めて中央バス側へ来年度以降も負担割合をどうしよう、また 10 円負担をお願いしますとか、20 円負担をお願いしますとかという交渉の目は正直なくなったかなというふうに認識しています。その点について、原課に伺いますけれども、これ以上中央バスへ事業者負担のお願いをするという方針はないということでよろしいのか、まずこれを確認させていただきます。

○（福祉）地域福祉課長

現行制度で行く限りは、事業者負担について再度交渉していくということは難しいものと考えております。

○高橋（龍）委員

現実的に考えると、そういうことになるかなと私も思います。

御答弁の中で、本会議だったかと思いますが、妙案さえあれば平成 30 年度からの制度について見直すというような趣旨の答弁があったかなと思います。30 年度、時間的に難しいのかなというふうには感じてしまいますけれども、その後、31 年度に向けて早急に動いていくという腹づもりはありますか。

○（福祉）地域福祉課長

現時点で具体的な案はお示しできません。それで実際、高橋龍委員がおっしゃるとおり、平成 30 年度は難しいのかなというふうに思っています。ただ、そんな中でも市民の皆様の声聞きながら、また事業者に御協力いただき、協議していく部分というのもありますから、引き続き制度設計の検討については全力で取り組んでいきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

◎ふれあいパスにおける IC カード方式導入の検討について

私もぜひそこに協力ができればなと思っておりますけれども、例えば新しい制度として IC カード方式というのは、予算特別委員会で高野委員もおっしゃってましたし、以前、松田委員も IC カードについて御質問されていたように認識しています。私自身も導入できれば非常にいいと思っております。

他都市の事例を調べてみたのですが、例えば既にチャージされた IC カードを割引いて販売するなど、自治体によってさまざまな形態で行われているのですが、これを導入できれば乗りおりのデータをとりやすくなりやすくなることで、バス事業者側からの請求というのもスムーズに行えるようになるというふうにも感じます。

また、利用者の動向、どこで乗ってどこでおりたとか、どの路線の利用が多いとかという動向もわかるようになることで、分析したものを今後、地域公共交通網形成計画にも生かすことができるのではないかなというふうにも期待しているところです。

意地が悪いようなのですが、ここであえて伺いますけれども、IC カード方式でデメリットないし懸念する点があるとすればどういったものが挙げられますでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

高橋龍委員のおっしゃるとおり、IC 化のメリットというのは、例えばデータの収集・分析、請求・精算行為、そういったものでいろいろあると思うのですが、懸案事項としては、まず高齢者が手軽に使えるかという、そこを一番気にしております。手続だとか紛失したときとか、そういうのもひっくるめてなのではございますけれども、まだ実際検討段階まで行っていないので、具体的なお話というのはできませんが、やはり IC 化の検討というのはそれなりに検討する価値もあって、ただ課題も多いと、そういうふうに思います。

○高橋（龍）委員

使うのが御高齢の方なので、その辺も考えなければいけないかなというふうに思います。

例えば今、IC カードがすごく便利になり過ぎていてというか、例えば自動販売機で使えとか、いろいろな部分で決済に使えてしまうところも私の中で懸念する点の一つなのですが、例えばそういう使用可能な範囲、これを限定しなければならないという点についてお聞きいたしますが、利用目的を例えば従前のふれあいパスと同様に、バスの乗りおりにだけ制限するといった場合に、技術的またシステムの部分で回避するということは可能でしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

以前、札幌総合情報センターを伺いまして、SAPICA の話なのですが、お話をお伺いしたところ、交通機関でのみ使用できるポイントでチャージするという方法と、あと現金でチャージするという、そう分けることは可能だとお聞きしました。ただ、現金チャージすると、その使用範囲というのが、やはりほかのオプションが出てくる形になるとおっしゃってました。

○高橋（龍）委員

この辺もいろいろと今後も考えていかなければいけないのかなと思います。

また、現行のふれあいパス制度であれば、回数券において期限があったので、全て使い切れないということもありました。ＩＣカードの場合は、チャージしたお金というか、その金額の部分に期限を設けるということが可能かどうかをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

申しわけございません、そこまで確認はできておりません。ただ、今流通しているカードを持たれるということは、御自分でもチャージ可能な取り扱いにやはりしていかなければならないと思いますので、その辺の部分で予算だとか支払いの部分でよく検討しなければならぬところは多いと思います。

○高橋（龍）委員

ほかのまちのＩＣカードのチャージ云々というところに関して、私も調べ切れていないので何ともあれなのですが、なぜ今伺いたかという、極端な例かもしれないのですけれども、期限を設けない場合を考えてみたときに、仮に精算を利用データに基づいて行なった場合で、多くの方が年度内に使い切れなかった金額がたくさんあると、仮定の話なのですが、翌年それが一気に使われた場合に予算からはみ出してしまうみたいなことも、可能性は限りなく低いとは思いますが、少しは考えられると。あえて今レアケースを持ち出したのは、そのほかも含めてもろもろのリスクをどこまで想定するか、どう線引きするかというのが非常に難しいなと考えたからなのです。そして、同様にリスクの部分でいうと、余り考えたくはないのですけれども、ＩＣカードにした場合、本人以外の方が使うというケースも考えられなくはないのかなど。その防止策も講じる必要があるかと思います。

これまでいろいろな制度設計、原課でも模索していただいている中で、このようなリスクについては検討されたことはありましたでしょうか。もし、その対策というか何かでできることがあるということがあれば、現時点で結構ですのでお示しいただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

リスクの面での検討はしました。それで記名式を採用する以外は、現時点ではそういったものの防止策というのは、思いつきません。

○高橋（龍）委員

明らかに若い世代の方が使っていたら、少し待つてとはなりますけれども、同世代の方々の中でとなると見えづらくなってしまふのかなとは思いますが。

販売だとか配付という方法のところに戻るのですが、現実的に考えると、ふれあいパス御利用の方のみ特別なチャージ方法を設けるというのは、システム開発からやるといって費用的にも非常に難しいというふうに考えます。先ほどのＳＡＰＩＣＡのものを持ってくるというのが一番現実的なのかなとは思いますが、先ほども御答弁の中にもありましたけれども、御利用になるのは御高齢の方であることも考えると、販売、チャージに際して、今のものよりも極端に複雑に煩雑にするということも考えづらいかと思います。

以上のことから、販売のスキームというか、方法等はかなり絞られてくるかなと思いますが、その御認識をお伺いいたします。

○（福祉）地域福祉課長

今ＳＡＰＩＣＡを前提にしてお話しさせていただいておりますけれども、想定していたのは、まず御本人にＩＣカードを準備していただきまして、これを最初つくるのに 500 円のデポジット含めて 2,000 円かかるのですが、そのカードを準備していただき、それに市の窓口などでチャージするという方法ですけれども、手続上やはり本人にいわゆる負担がかかるということが想定されますから、このあたりをどうしていくのかということも検討課題だと思っています。

○高橋（龍）委員

チャージの方法を含めてまだまだ検討課題があるかなと思います。

今いろいろお伺いしてきましたけれども、あくまで IC カードの制度というのは、新しい制度設計の中の一つの案であるのは確かで、そのほか行ったアンケートの結果なども勘案して、原課でほかにどのような案が出ていましたでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

原課の案ですけれども、やはりアンケート調査の中でも 7 割近くの方が現行制度で継続してほしいという意見がやはり多かったですから、あくまで外出支援ということをベースに考えていました。

ただ、やはりその中でも中心部に居住して使う機会がないとか、あとはそもそも身体的条件で使えないとか、やはりそういった意見もいろいろありまして、とにかく意見が多かったので、正直難しい部分があって、案まではいっていないという状況になります。

○高橋（龍）委員

いろいろとアンケートの御意見を御紹介いただきました。

前、地域福祉課長と私がお話をさせていただいたときに、中心部に住んでいて使えないという声もあるということはお伺いしていたのですが、中心部に行くだけを使い方でもないのかなと思うので、いろいろな御意見を総合的に判断しつつ、新しい制度を考えていければなというふうに思っているのですが、このように新制度に向けてはまだまだ議論の余地はたくさんあるかなと感じます。

例えば、利便性を向上させるため、いわば顧客満足度を重視するというのが、IC カードなどの技術的な側面かなと思っています。それと並行して考えるべきなのか。予算規模の側面、こちらも 1 億 5,000 万円という目安、市長は御答弁の中で 1 億 5,000 万円キャップという表現を使っていましたけれども、なるべく多くの方に使っていた上で、予算を削減できるという方法を探さないといけなくなっているわけです。

さらに中央バスの事業者負担も今後なくなると考えると、制度維持のためにとる選択は二つに限られてしまうかなと思います。一つは、利用を何らかの形で制限する、制限を設けること。それで二つ目は、利用者負担を上げること。そうでないとしたら 1.5 億円というキャップを外すしかない。予算を増額するということになります。私としては、税制の状況や、市民負担の増加ということを総合的に考えると、やはり何かしらの制限を設ける形でやむを得ないのかなと思っています。

そこで、既存の制度の中で伺っていきますけれども、冊数制限についてです。平成 26 年度調査を行った際において、一人 20 冊以上購入している方の人数の割合はどうなっていますでしょうか。また、同様に 25 冊以上、30 冊以上の方の割合というのはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

平成 26 年度の調査の内容の御質問ですけれども、26 年度のふれあいバス乗車証の交付者が 2 万 665 人、これに対しまして 20 冊以上購入している方の割合が 16.67%、25 冊以上の方が 11.49%、30 冊以上の方が 8.41%となります。

○高橋（龍）委員

では次に、今、お示しいただきました各条件の平成 26 年度実績での費用はどうなっていますでしょうか。金額と事業費全体に占める割合、両方でお示しいただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、ふれあい回数券を購入した方のうち、どなたがどれだけ中央バス、ジェイ・アールバスに乗っているかというのは、そこはわかりませんので、今回は一律、中央バスを利用したと仮定した数字になりますけれども、平成 26 年度の総購入冊数は 20 万 8,152 冊で、市がバス事業者に支払う金額は 1 冊当たり 700 円となりますので 1 億 4,570

万円、こちらが事業費になります。そのうち、先ほどの御質問に照らし合わせますと、20 冊以上購入している方を事業費に換算しますと約 8,095 万円、事業費に占める割合は 55.59%、続きまして 25 冊以上は 6,443 万円、割合が 44.22%、30 冊以上が約 5,244 万円、割合が 35.99%となります。

○高橋（龍）委員

ちなみにこの調査で最も多く購入されている方は、どのくらいの冊数を買われているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

年間 142 冊です。

○高橋（龍）委員

142 冊、1,420 回分、2 区間往復をほぼ毎日使うぐらいの数なのかなと。これに関して、どういった利用の方法であるのか。若干ひっかかる部分がありますけれども、個人の特定とか利用方法の制限みたいな、権利の侵害につながる部分があるので、深く突っ込みはしませんが、定期券のほうが安いのではないかなと感じるところもあります。

いずれにせよ、非常に多くの冊数を購入されている方が金額的にもかなりのウエートを占めているということになっていますけれども、30 冊以上の購入の方でも、利用の金額約 5,244 万円ですか、全体の 3 割ぐらいに上るといふことで、市ではこの結果をどのように受けとめていますか。

○（福祉）地域福祉課長

やはり特定の方、特に多い冊数を利用する方にとっては必要な制度となっているのが実際、事実だと思うのですが、逆を言うと、その方々が、一部の方になると思うのですが、特に恩恵を受けやすいつくりになっているとも言えると思います。

○高橋（龍）委員

では、そこでお伺いしますが、平成 26 年度に当てはめて考えると、30 冊以上の購入を仮に制限した場合、事業費はどのくらいになりますか。また、同様に 25 冊以上の購入を制限した場合、20 冊以上の購入を制限した場合というのは、それぞれどうでしょうか。金額をお示しいただければと思います。

○（福祉）地域福祉課長

あくまで概算ですけれども、30 冊以内に制限をかけた場合、1 億 8,200 万円。25 冊は算出しておりませんが、20 冊以内だと 1 億 5,900 万円が見込まれます。

○高橋（龍）委員

20 冊で区切ったところでも、1 億 5,000 万円を少しはみ出してしまうというぐらいですね。あくまでこれも現行の制度の中でですけれども、もし仮にやるとしたら、原課としては、購入冊数限定というか、制限を設けるのだったら、どのくらいが現実的だというふうに考えますか。お答えしづらいかもかもしれません。まだ全然方向性が定まってないのであれば、それでも構わないです。

○（福祉）地域福祉課長

まず、この冊数制限がいいのか、制限でもいろいろやはりあると思うのですが、事業目的に合わせて考えたときに、1 億 5,000 万円というラインがあるので、どうしても今の状態で行くと何らかの制限が必要だと思うのですが、どういう制限の仕方がいいのかというのは、申しわけありません、そこまで考えていません。

○高橋（龍）委員

何か無理やり御答弁をさせてしまったようで申しわけないのですが、私としても、必ずしも購入冊数の制限だけが正解ではないというふうには承知しています。ただ、一定の効果は得られるかなという認識でありますし、市民負担を考えたときに、全体最適の観点からも何かしらの手を打たなければなりません。先ほど来、申し上げているように、何らかの予算を削減する策をとる時期が、残念ながらというか、来てしまっているのかなと感じます。

そのほか、私も全国の主要都市のこういった敬老バス事業の事例を調べましたところ、所得制限は非常に多く見

られました。ただ、所得制限をすることで、差別感の助長につながる、結局それを使うことで、所得が低いというふうに見られてしまうみたいな、差別感の助長につながるだとか、または職員の労務負担の増加というようなデメリットになることも多いというふうに書いてありました。ほかに、時間帯の制限とか、曜日の限定、使用日数の上限というようなものも見られました。使用日数の上限というのが、具体的に年間 240 日しか使えないというような形にしているということですね。地域性などもこれは加味した制度なのかなと思いますけれども、こういった、言ったら少数派の制度などについても、どのような認識をお持ちなのでしょう。

○（福祉）地域福祉課長

このふれあいパス事業の制度設計をするに当たっては、やはり積極的な外出支援を推進するという事業目的ももちろんですが、やはり市民の足を守るという観点からも、現在の制度にとらわれずさまざまな方策を考えていく必要があります。ICカードの利用だとか制限の導入のほかにも、高橋龍委員がおっしゃるとおり、他都市の事例というのを参考に、継続可能な制度にできるように、引き続き慎重に検討して、できるだけ早い段階で案を提示して議論いただけるように、そういうふうに進めていきたいと思っております。

○高橋（龍）委員

ぜひ、現状の案だけにとらわれずに、いいものは取り入れていくべきなのかなというふうに思っています。ユニークなアイデアというのも、小樽市として特色づけができていいのかなとも思いますし、私自身もいいアイデアが浮かんだ際には、ぜひ提案をさせていただきますので、一緒に勉強していきたいと思っておりますので、頑張ってくださいということで、私の質問はこれで終わらせていただきます。

○委員長

民進党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 13 分

再開 午後 2 時 28 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

○松田委員

◎ふれあいパスについて

私も、ふれあいパスについて質問させていただきます。

一生懸命やっているのはわかりますが、その上で質問させていただきます。

最初に、苦言ということになりますが、先ほど 4 件の報告がありましたが、これほど問題になっているふれあいパスについては、本日も制度設計を担っているこの厚生常任委員会に何の報告もなかったということに違和感を覚えます。確かに本会議での質疑、予算特別委員会では事業費の事業者負担割合を変更したことに伴う補正予算をどうするかということに重点を置かれ、今定例会で補正予算が上程された経緯はわかりました。

その中で、多くの議員が質問したのは、なぜ事前に議会に報告がなかったのかということでした。今定例会では、ふれあいパス事業の事業者負担割合に関して、全議員に報告をしたからいいのではなく、数年前から今後のふれあいパス制度をどう維持していくのが議論されていたのですから、後からでも、厚生常任委員会にも、きちんとした説明があってもよかったのではないかと私は思います。

まして、事業者負担の撤廃により、市の事業費が増加することで、事業費を抑制するために、対象者を今後どうするのか、一人当たりの枚数制限をどうするかということまで議論してきた厚生常任委員会に報告がなかったということは、言葉はきついですけれども、ないがしろにすることではなかったのかと、このように思います。このことについて原部の責任者である福祉部長に見解をお伺いします。

○福祉部長

報告が大変遅くなったことにつきましては、私も大変反省しているところでございます。

やはり情報というものは、はっきりした段階でなくても、早目に議会に報告する。これは本来のあるべき姿だというふうに考えておりますし、今回はこのような結果になってしまいましたけれども、これからはこういったことがないように、できるだけ早い段階で議会に報告するというふうに考えておりますので、今回については、本当にまことに申しわけございませんでした。

○松田委員

今後ともよろしくお伺いいたします。

ともあれ、今後この事業どうするかという部分については、厚生常任委員会の議論が多くかかわっていくことになると思いますので、私から事業形成に係る部分について伺います。今後のふれあいパス事業制度をどうしていくかを検討するためにアンケート調査を行いました。今回のことがなかったら、その分析結果をもって、今後の制度見直しを行っていく予定だったというふうに思っておりますが、アンケート調査の集約は、今、どこの部署で行い、誰が行っているのか。また、その分析については誰が行うのか、この点についてお伺いいたします。

○（福祉）地域福祉課長

アンケートの集計に関する御質問ですけれども、まず、集計については地域福祉課で行っております。集計自体は昨年3月に終わりました。現在、分析中であります。誰がやっているかというところは、主に課長と主査と担当係員で行っております。

○松田委員

このアンケート調査がどのような結果になっているのか。先ほど集約は終わっていると、これから分析だということをおっしゃっていただきましたけれども、アンケート調査は今後活用されることになるのか。また、もう白紙にするのか。この点についてはどういうふうに思っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

現在、分析中でありまして、できるだけ早くお渡しできるようにしたいと思っております。

それで、先ほども答弁させていただきましたが、その意見の中にも、使わないとか使えない、そういった意見もかなりあって、不公平感というのですかね。やはりそういうところも見えますので、そういうのをやはり取り入れられるところは取り入れて、市民の皆様の声ですから生かしていこうと思っておりますので、そういった部分をどうやって是正できるかというのもこれからのポイントになってくると思いますので、できるだけ取り入れる方向でやっていきたいと思っております。

○松田委員

また、このふれあいパス制度を見直すに当たって、アンケートだけではなくて、町会や各種団体の意向調査も行ったということをお伺いしておりますが、どのような団体に意向調査したのか。また、その結果については、どういうふうになっているのか。その点についてもお伺いいたします。

○（福祉）地域福祉課長

各団体等の調査なのですけれども、申しわけありません、町会はなかなか進んでおりません、7月だったと思っておりますが、老人クラブの役員会に参加させていただきました。その際、アンケートの結果をお配りして、いろいろと意見交換させていただいたのですけれども、やはり現行制度を維持してほしいという意見が圧倒的に多かったで

す。それと、制度をとにかく続けてほしいと。続けていくにはやはり自分たちとしても若干の負担増、これもいたし方ないという御意見もありました。あとは、そのほかの意見として、今のラミネート加工のパスの評判が余りよくないというか、嫌だと。それでカード式、ICカードのことだと思いのですけれども、カード式にしてほしいという、そういうような御意見もいただきました。

○松田委員

私たち小樽市議会としましても、7月11日に小樽市議会の市民と語る会を長橋の長和会館と、それから松ヶ枝会館の2カ所で行い、そこでこのふれあいパス制度についてお話しさせていただきました。そこでは、議会側からという視点ではありますが、制度開始から今までのふれあいパス制度の経緯を述べ、今、制度の見直しがなされようとしているけれども、先ほど言ったアンケート調査などを行って、今、その分析結果をもとに、今後、議論していきたいと述べさせていただきました。

議会がこのふれあいパス制度について、今後議論していこうと思っているということについては、会場にも福祉部次長もお見えになっていたの、わかっていたはずなのですが、それが7月ですから、今後、議論していこうと議会も思っていたということはわかっていると思うのです。そこでもやはり、今後どのように、先ほど福祉部長から説明がなくて申しわけなかったという話がありましたけれども、議会でもこのように動きがある中で、こういう制度が、撤廃する云々という話だったときに、次長としてはどのように説明しようと、説明しなくてもいいと思っていたのかどうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）次長

松田委員が今おっしゃられましたとおり、市議会の市民と語る会に私も出席させていただきました。7月11日でしたので、市の方針として、まだ、ふれあいパス、事業者の負担をなくすというような結果といえますか、そういう方針はまだ出してはおりませんでしたけれども、先ほど冒頭、福祉部長からも申し上げましたが、このことについてどういう現状にあるかということは報告すべきであったというふうに私も反省しておりますので、その点については大変申しわけありませんでしたということになるかと思えます。ただ、その時点では、なかなか報告というところまで至らなかったということになりますので、そのときにはそういう状態だったということでございます。

○松田委員

とにかくいつの間にか事業者の負担割合が撤廃されてしまいましたけれども、それでは見直しという中に、1億5,000万円に事業費を抑えたいと言っていた意味は何だったのか。もう一度お伺いいたしますが、今後もふれあいパスの事業費を大体1億5,000万円にしたいと思っているのかどうか。この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

この1億5,000万円ですけれども、平成24年度の事業評価で、今後制度を継続していくためのめどとして設定された金額でありまして、あくまでも続けていくという前提に立つと、現時点でのこの1億5,000万円の撤回というのは考えておりません。

○松田委員

今回の補正により、本年のふれあいパス事業費は2億円を超えることとなります。ただし、これはあくまでも事業を維持するための短期間のことであり、いずれはまた1億5,000万円に戻したいのか。戻したいのなら、もう一度バス事業者に事業費の一部を、もう一度負担してもらうようお願いするしかないのですけれども、先ほど御答弁では、もう事業者負担してもらうのは難しいのではないかというお話がありましたが、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

繰り返しになりますが、やはり負担割合の交渉というのは、現時点では難しいというふうに考えております。

○松田委員

それでは、負担が難しいというのだったら、1億5,000万円の流れて行くとなると、やはり対象者を限定したりとか枚数制限するしかないと思いますけれども、ふれあいパス事業の見直しの発端は、先ほど言いましたとおり、事業費の抑制からでてきた、事業費の抑制を図る方法として考えられていたのは大きく二つあって、所得制限により対象者を限定することと、対象者はそのままにして枚数制限をかけることで、一人当たりの利用額を抑える、そういう方向を選択することになると思いますが、本会議での御答弁では、所得制限は事業費、要するに高齢者の方に外に出て活動してほしいという、そういう意味からこのふれあいパスが始まったということからすると所得制限はなじまないのではないかということでした。そうすると、枚数制限しかないことになりませんが、それ以外に何か考えていることがあれば、お伺いしたいと思います、いかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

事業目的からいくと、確かに所得制限というものはなじまないというふうには考えています。

ただ、1億5,000万円のキャップですね。これは政策判断だと思えるのですが、ある種何らかの制限というのはいたし方ない状態ですので、それで、制限でも、例えば人の制限もあれば枚数の制限もあったり、あとは、応能負担という考え方で、段階的に負担額、枚数が上がるごとに負担額をふやすとか、いろいろな、それが制限というかどうかかわからないですが、そういう方法もあると思いますので、そういうものもひっくるめて選択肢の一つとしては考えていかなければならないのかなというふうには思っています。

○松田委員

いろいろ先ほどアンケート調査の、まだ集約は終わっていませんけれども、このまま維持してほしいとか、それから、一部の方の意見として、負担は若干やむを得ないのではないかというような意見もあったようで、これから分析されると思いますが、しっかり今後の方向性については検討していただければと思います。

それで、市長の補正予算の提案説明の中で、事業者からたび重なる事業費負担撤廃によるということが、今回説明された中に理由としてありましたが、予算特別委員会で我が党の秋元議員の質問にもありましたけれども、事業者の事業費負担を初めからゼロにしてほしいということだったのか、それとも市の負担割合、今、市も負担しておりますが、事業者の負担の30円を、ゼロではなくて、市の負担をもう少し多くしてほしいということだったのか、その点についてはどうだったのか、お伺いします。

○（福祉）地域福祉課長

市内で議論を進めていた中では、平成30年度に向けて法定協議会の中で検討していくと、そういう方針、考え方でいきました。それで実際のところ、4月以降交渉していく中で、事業者から具体的な金額の提示というのがないというのも正直あったのですが、その交渉を重ねていくうちに、やはり事業者から強い申し入れがありまして、最終的にこういう結果になったということでもあります。

○松田委員

ということは、初めからゼロにしてほしいということではなくて、交渉の中で話し合いをしていった中で、最終的にゼロになったということでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

はい、そのとおりです。

○松田委員

それでは、今後のふれあいパス事業のあり方を検討するためにアンケート調査を図ったのに、事業者から一方的に事業費の撤廃のお達しがあったということではないのではありますけれども、事業継続のためにやむにやまれない方策であったということですが、もし事業をやめた場合に、バス事業者からも利用者が減るという、そういうやはり懸念もあったということを思いますけれども、事業者にとって、ゼロにするかどうかということによっては、

もしかしたら小樽市もこの事業をどうするかと悩む部分もあったと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

実際、定例連絡会議の場などでもお話をお聞きしていましたが、平成 23 年度の市内路線の赤字以降、状態がかなり厳しいということで、実際その交渉をしている話の中でも、もしやはり小樽市からの前進回答がなければ事業撤退というような、そういうことも想定しているということでは、お話をお聞きはしております。

○松田委員

それで、疑問に思ったのですが、先ほど事業者負担の変更については、平成 30 年度以降だと思っていたというようにお話だったように記憶していますが、事業者には今、市が今後のふれあいパスのあり方についてアンケート調査などを行い、現在検討しているということについては、事業者にはお知らせしていなかったのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

事業者に対しては、本市の厳しい財政状況、その辺の事情はお伝えして、制度の検討、これを庁内議論で行っているということはお伝えしてはありました。

○松田委員

そういう中でも、やはりもうとにかく事業者としてはこのまま負担はできないということで言われたのだと思うのですが、それで、事業者の負担額の算出方法として、今までは回数券を購入する際に使用する購入券の枚数で算出していたとお聞きしております。それで、現在の事業者負担金の算出方法はどのようになっているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

事業者負担の算出方法、中央バスは販売冊数で精算しておりまして、ジェイ・アール北海道バスは独自の調査で OD 調査というのをやっております、前々年の 11 月から 10 月までのふれあい回数券を使った方のデータをとりまして、そこから平均単価を出して、その次の年の単価にしているというやり方で精算しております。

○松田委員

それで、本会議で、ある議員から事業費の負担額の算出方法の改善として、要するに今までは使っても使わなくても冊数で計算していたと思うのですが、そうではなくて、現実に使った、回収した回数券を数える方法でしてほしいという要望が本会議であったのですけれども、そのときに福祉部長は、要望をバス事業者に伝えるというふうに答弁していたように思いますが、その認識でよかったですでしょうか。福祉部長、いかがでしょう。

○（福祉）次長

今の御質問ですけれども、本会議の中で、冊数での精算方法について、そういう要望を伝えるということではなくて、そういうお話がありましたということだけは一応伝えておきたいと思っておりますというふうなお答えをさせていただきました。ふだんもといいますか、中央バスとはお話しする機会がございますので、そういった中で議会での内容ですとか、そういう話をすることがございますので、その中で一応、本会議の中でそういうお話がありましたということは伝えようというふうなことでお答えしたものでございます。

○松田委員

では、こういう方法があると市の考えではなくて、あくまでも議員から、購入券ではなくて回数券で精算する方法がないのだろうかという、そういう要望があったということをお伝えするということでしょうか。

○（福祉）次長

議会の中で議員の方から、そういう精算方法もある、そういう精算方法にしてはどうかという話があったということはお伝えできるというようなことでお答えしたものでございます。

○松田委員

そういう要望があったということ、それで検討するのは要するに事業者ですよということによろしいですか。

○（福祉）次長

それをもって検討されるかどうかはわかりませんが、そういうお話があったということで、そういう考え方もありますよということをお伝えすることになるかと思えます。

○松田委員

それでは、お伝えしますという話だったのですけれども、もう伝えたのでしょうか。

○福祉部長

私が言った趣旨を説明させていただきますと、多分その再質問、再々質問で、非常に中央バスがそういったジェイ・アールバスと同じような方法をするのは難しいという話をその答弁の中でしました。実際には、ジェイ・アールバスはOD調査というのをやっております、実際の起点・終点調査ということで、実際に幾らぐらいかかっているかということがわかるわけですから、その平均をとって、翌年といいますか 11 月から 10 月までの分を教えてください、それを私たちは予算に上げるというような形をとっています。それはジェイ・アールバスの場合なのですけれども、ただ、件数が非常に少ないのです。中央バスは非常に枚数が、10 万枚とか 20 万枚とかそれぐらいあるものですから、それを全て手で数えて実績を出して報告するというのはかなり大変な作業になるわけです。いろいろなことを今まで中央バスにお願いしているものですから、そういった協力体制をとっておりますので、そういった手間もできるだけ省きたいと。

実際には、ではどれぐらい差があるのだという、ごくわずかだと思っております。売ったものを使わないというのはまず普通では考えられませんし、本当は 7 月に配付したものを翌年の 5 月末までは使えるのですが、中央バスの御好意でそれをさらに 10 カ月延ばして約 2 年間、今、使えるような形になっているのです。ですから、普通であれば回数券はほぼ使い切れません。また、御本人が亡くなった場合には、ふれあいパスのカードと回数券を中央バスの窓口に出してもらえれば一応返戻金といいますか、その分を返してもらえますし、例えば札幌に引っ越しするという場合も、パスと回数券を出せばそれも一応精算はしてもらえます。ですから、本当に市内にいて使えないという方だけなのです。長期入院して使えないという場合も、これもパスを返してもらえれば、それで回数券も返せば、それも精算してもらえます。ということなので、まずはそんなに差はないというふうには考えております。

ですから、いろいろな御好意もありますので、そこまで何十万枚も数えて、ではどうなのだということは、それほど私どもは差はないとは思っておりますけれども、とりあえずそういった話があったということは伝えておきますという話で、それを覚えてくれという要望では決して私どもは思っておりませんので、そのほかにも先ほど次長が話しましたとおり、議会でのいろいろな話というのでも雑談の中で情報交換するということを考えておりますので、私の考え方としてはそのようなところでございます。

○松田委員

私ははっきりその話を、そういう要望ということで、覚えてほしい、できるよみたいな感じで受けとめていたものですから、私の勘違いとか思い込みだったのかもしれませんが、それについてはわかりました。

それで、現在の精算方法での利点と課題についてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

現在の精算方法での利点と課題ですけれども、福祉部長の今の答弁でもありましたが、この回数券方式を採用したのが平成 17 年からなのですが、やはりこのときはいろいろ中央バスとも協議してこういう形になっていると思うのですけれども、確かに課題としては、御指摘があったように、使われていない分まで払っているのかということも確かにあると思うのですが、それ以外にもやはり中央バスにお世話になっている部分も当然ありますし、先ほどは逆に市が負担している部分というところもそういうところもありますから、そういうのもひっくるめてやはりこれか

ら相談させていただくというか、そういう必要はあると思っています。

○松田委員

それで、協定書が締結されないままの支払いは違法であるということが、先日の予算特別委員会でわかりました。それで、補正予算については、予算特別委員会では可決されましたが、それはあくまでも協定書の締結が前提条件でありました。それで、協定書はいつ締結するつもりなのか。もちろんこれについては相手があることですので一方的に決められないとは思いますが、市として支払いに支障が出ないようにするとすれば、いつごろまでに協定書を結びたいと思っているのか、そのめどについてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

当然議決後なのですけれども、できるだけ早い時期にというふうに考えております。まず、いろいろ今回、御迷惑をおかけした点がありますから、その辺の事情を説明させていただいて、結んでいただくというふうに思います。

○松田委員

あと、今までこの協定書の締結は、どなたが担当していたのか。その締結までの流れについてお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

協定書の締結につきましては、例年第 1 回定例会が終わった後、3 月末になると思うのですけれども、小樽事業部に担当課長が訪問しまして、一応お願いしますということでお話しさせていただいています。

○松田委員

ともあれ、このふれあいバス事業というのは、市だけでできるものではなく、事業者の御協力があってできることですので、今後しっかり取り組んでいただきたいと思いますし、また、今後はいろいろな意味で、何かくどいようでも、情報の共有というのがやはり大事だと思います。このことについて最後に福祉部長にお伺いして、この質問は終わりたいと思います。

○福祉部長

情報の共有、中央バスとの情報の共有ということでよろしいでしょうか。

今までも、中央バスとはいろいろな、このふれあいバス以外にも御協力をいただいておりますし、あるいは路線バスにつきましては、苦しい部分が大変ありますけれども、赤字の路線もある、そういった中でも走っていただいているということもありますので、とにかくこちらといたしましては、このふれあいバスについてもできるだけ長く続けていきたいと考えておりますし、もちろん市がどういった状況なのかということもお話ししながら、今後また法定協議会も一応つくる予定でおりますので、そういった中でできるだけ市の状況なども話していきたいということでございます。

あと、議会との情報の共有ということもよろしいですか。

もちろん、今回についてはこのような、話が遅くなってしまったということもございますけれども、今、ふれあいバスの制度についてももちろんそうですし、制度を策定していく中で、できるだけ早く、詳しく、あるいは相談も皆さんにしていきながら制度設計に当たっていききたいというふうに考えております。

○松田委員

今後ともよろしくお願いします。

◎小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画について

次の質問に移らせていただきますが、先ほど報告があった中で、介護保険課にお伺いしたいことがあります。

小樽市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の経過について報告がありました。その中でアンケートをやったとお話がありましたが、そのアンケート調査結果について質問させていただきたいと思います。

このアンケート調査なのですが、この中を読みますと、最後の各事業所からの要望を見ますと、人材確保についてかなり危機感を持っているように思うのです。これを見ましたら、人材が厳しいだとかいろいろなことが述べられております。この人材確保について、市ではこのアンケート調査の見解をどのように持っているのか、その点についてお伺いします。

○（医療保険）主幹

各事業所ともやはり人材確保には苦勞しているというのが数字上出たものであろうということは、はっきりしているところだと思います。

小樽市としてどう考えるかということでありますけれども、まず事実としてこういう数字が出たということが一点。それと、市がこれまでも実はこの数字が出る前にも取り組んできたことが幾つかございます。道でも人材の育成・確保ということにもう既に着手しておりますので、この道の人材確保のセミナー、これは事業者が行うセミナーであって、小樽市がそれを後援するような形で周知をしていくだとか、これは道と北海道社会福祉協議会の主催で福祉・介護の職場体験事業などというのもやっております。この周知をしていくなど。

あとは今、この事業所の指導担当、私の部門のところでも今、中で検討しているものが一つありまして、指導の中で確かに人材の確保というのは非常に大変だというお話は毎回聞いております。人材の継続的な雇用とその職員のスキルアップというところを目指して、勉強会ですとか研修会、こういうものを複数の事業所で設置してもらって、市がそれを後押ししていく、サポートしていくと、こういったような取り組みができないかということで今検討をしている、そんな段階であります。

○松田委員

今、人材確保に、かなり各施設も危機感を持っているということで、今、それに対していろいろな手を打っているということなのですが、その中でまた人材確保の支援策を小樽市として取り組んでほしいと、こういう要望事項もあったのですが、その点については今の回答ということですね。

それで、あとは離職者対策ということなのですが、この中身を見ましたら、これは居宅介護サービス事業所ですけれども、1年未満で離職している人がかなりいらっしゃる。また、1年もたつけれども、3年ぐらいで大体3分の1が離職しているということがわかりました。その中でも見ましたら、収入が少ないだとか、体力的にきつい、精神的にきついと、こういうようなアンケート調査の中身もありましたけれども、この離職者対策ということについてはどのような見解を持っているのか、この点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）主幹

先ほどの人材確保と同様に、離職者も多くて後任が大変だという話もあわせて聞いているところです。

一方で、例えば指導に行ったときに一つ資料を出していただきまして、就職した方と退職した方のリストを出していただくのですが、入ってくる人、出ていく人、常に多い事業所もあれば、一方で異動がほとんどない、定着率がいいと言いますが、そういう事業所もあります。

どういう取り組みをしているのですかということでお聞きしますと、やはり管理者なり開設者、事業主がかなり従業者の方をサポートしているのが見てとれます。あと、例えば資格を取りたいとかという希望を持って入ってこられる方のニーズをきちんとかなえてあげる。介護の資格を取るのに結構お金もかかります。それを幾らか事業所としてもサポート、出していくだとか、そういう形の福利厚生だとか育成の事業をやっているところもあります。そういう形を取り組んでいて、定着率を上げていくという、そういう事業所は実際にございますので、そういう例をそうでないようなところに、こういう取り組みをしているのだよということを紹介していく。こういう取り組みを今でもやっております。なかなかすぐには芽が出るものではないかもしれませんが、粘り強く事業所と意見交換する中で、そういうような情報も流していきたいなと、こういうふうを考えています。

○松田委員

確かにこのアンケート調査を見ますと、事業所によって、その内容によっては離職者が全然いないというところもありますから、平均的に見ればそういうのが多かったということで、今後やはり離職者対策、これは全部の職種にも言える、今の風潮もあると思うのですが、特に介護職については、特に小樽市は高齢化率が高いですし、利用する方もこれから多くなると思いますので、この対策についてもいろいろ市としてもサポートしていただければなると思うのですが、またこの中に、いろいろとやっていく中で書類が多いと。もう少し事務手続の簡素化はできないのかという事業者の声もアンケートにありました。その点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）主幹

事業所の書類が多いと。事務手続が多いと。書類だけではなくて事務手続が多いということなのだろうと思います。いろいろなことがあるのだと思います。事務職を配置している事業所もありますけれども、必ずしもそうでないところもあると。そうすると管理者が通常の介護の業務をやりながらやらなければだめだということの大変さだといったようなこともあるのだろうというふうに思います。

私どもでは、事業所の運営については、人員ですとか施設の基準、これは事細かく運営基準で決められております。こちらをきちんと守っていただくということを確認する必要がある。そうしないと介護保険の中では基準に合わないで減算だとかということで給付分を戻していただくようなこととなりますので、そうならないように適正な運営ができるようなことを確認する必要があると。それには一定程度の書類はやはり必要にはなるのです。重複してもらようなことはありませんし、なかなかそれぞれ確認できるものがあればそれでやったりはするのですけれども、なかなか難しいところも実はあるのは事実であります。

私どもとしても、できるだけ簡素化を図っていこうということは考えてきておまして、具体的にはことしあったのですけれども、業務管理体制の実態調査というものがございまして、この様式、これまでは記述式で文字で書かなければだめだったところをチェックボックスによる選択式に改めて、事務の簡素化を図って早く提出していただけるようにしようという取り組みもしております。そんな形で、できる限りこれからは様式の変更だとか取り組みだとかというのは、できるところからやっていきたいなというふうには考えております。

○松田委員

あと、これは要介護認定される利用者の方から、要介護認定の期間が6カ月で更新になってしまう、もう少し長くできないのかという意見もありましたけれども、その点についてはどのような見解をお持ちなのかお伺いします。

○（医療保険）介護保険課長

要介護認定の期間につきましては、申請された方が新規の方なのか更新の方なのか、あと要介護度と身体状況との組み合わせによりまして、最長となる認定期間が6カ月から24カ月まで国により定められております。要介護度及び認定期間につきましては、最終的に介護認定審査会により決定しておりますことから、今後につきましても適切に取り扱ってまいりたいと考えております。

○松田委員

それと、この中身を見ましたら、赤字だとか赤字がふえているという、そういう事業の実態も見えてきました。それで、変な話、倒産する、事業を閉鎖するということも何か最近あるようにも見えますし、あるところでは、閉鎖したことによって、次に移るところがなく、受け皿がなくて困っているというような報道もされていましたが、小樽市では、もちろんこの施設とかということではありませんが、赤字がふえている、そういう事業形態があるということもこれに載っていますけれども、その点について小樽は大丈夫なのだろうかという点についてはいかがでしょうか。

○（医療保険）主幹

事業所の法人側の経営の中身は、申しわけないのですけれども、決算書まで見る内容にはなりませんので、そこ

はわかりかねるのではありますが、ただ、私は指導の中でそういうお話も当然聞くことがありまして、経営が大変なのだというお話はお聞きします。

指導の中で間々あるのは、例えば、可能な加算などを選択されていないだとかという例も間々あるのです。知らないからやってないということで。そうすると人にかかる加算が多いですから、そのサービス自体もできなかったということもある。利用者のためにもならないというケースも結構ありますので、そういうところの見直しですとか、あとは他の事業所でこういう取り組みをやってますよだとか、そういう優良事例といいますか、あとそういうものの取り組みだとか、あとは全国的な優良事例などというのはよくありますから、そういうのも含めてお話をすることは結構あります。

また、例えば事業所の中で新しい施設をしたい、設備をしたいだとかというお話もたまに聞くのですけれども、そこは補助金だとか交付金がこういうものがありますよ、活用できるかもしれませんねというお話はあらかじめ、ぎりぎりになるとだめなのですから、あらかじめ聞いて、では来年のときにそれを目指して計画を立ててみませんかみたいな話は、しょっちゅうやっております。

そんな形で、少しでも経営のプラスになればなということで毎日取り組んでおります。

○松田委員

確かに事業者の、先ほど言いましたとおり、やはり情報を知らないでやっていて、本当はもらえるものももらえなかったとかという、そういう部分もあると思いますので、情報提供というのはやはり大事だなと。施設の指導的なものは市ではなくて道とかという部分もあるかと思いますが、情報提供についてはよろしく願います。

利用者の声として、市役所から送られてくる書類が難し過ぎてわからないと。もう少しわかりやすくしてほしい。例えば見本をつけてほしいだとかという、こういう意見もありました。この点については、特に介護保険の書類だとかというのは意外とわかりづらい。対象者もそういう対象者ですから、そういう点については検討の余地があるのではないかとこのように思いますが、この点だけ聞いて終わります。

○（医療保険）介護保険課長

今、委員から御指摘いただきました書類の関係は、私どもから見ても非常にわかりにくいものがございまして、正直申しまして。できるだけ簡易に平易に書類を直していきたいとは思っておりますけれども、どうしても誤解を与えるような表現になることもあるために、やはり直せない部分もあるということだけ御理解いただきたいと思っております。よろしく願います。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

共産党に移します。

○高野委員

◎妊産婦への支援について

私は、妊産婦への支援について初めに聞きたいと思っております。

私の代表質問で入院助産制度の質問をして、出産予定日よりもおおむね2カ月前だけれども、医師の診断によっては柔軟に対応しているという答弁でした。それならば、やはりホームページ等でも柔軟に対応していることも周知すべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

入院助産制度の御案内につきましては、まず、広報おたるの11月号の掲載予定であります。また、現在も市のホームページに掲載しているところですが、より柔軟に対応している旨、その内容についてわかりやすく掲載するように今、変更について検討をしているところであります。また、実際、窓口を利用の希望をされる方がいらした際

におきましても、今まで以上に丁寧に御説明してまいりたいと考えております。

○高野委員

ぜひよろしく願いいたします。

あと、交通費助成のことについても代表質問で取り上げたのですけれども、今までも小樽協会病院の分娩の再開が大事だというような話がありました。それで、交通費助成については研究していく旨の答弁でしたが、具体的に何か研究されたのでしょうか。また、今後の研究についてもお聞かせください。

○（福祉）主幹

交通費助成についての研究なのですけれども、もともと道の制度にのっとってやっていますが、他市の実施している状況を調査するとともに、また、子育て支援という枠組みの中で支援できること、例えば出産時の祝い品の支給などを実施している都市などについて調査はしているところでございます。

○高野委員

では、これからまずは研究をすると、調べるということでしょうか。

○（福祉）主幹

先進事例も含めて調査を継続してまいりたいと考えております。

○高野委員

経済的に大変な人もいると思うけれども、まずは小樽協会病院の再開なのだと、そういうことを再質問の答弁でも話されていましたが、私の代表質問での再々答弁で副市長が来年度の小樽協会病院の分娩再開に向けて煮詰まった話をしていると、これまでと違った大きな期待があるような答弁がありました。周産期医療としては、やはり医師が三人いなければ再開できないと言われている中、周産期医療センターとして再開のめどが近いうちにあるからこそ交通費助成は今待ってくれというか研究しているということなののでしょうか。

○（福祉）主幹

代表質問の際に副市長が述べられておりましたけれども、先ほど北後志周産期医療協議会の報告の中でも申し上げましたが、北後志の市町村長が札幌医科大学の教授のところへ訪問した際にも、やはり地域の熱意は非常に伝わっているという話は伺っております。また、北後志周産期医療協議会の中のワーキンググループのメンバーにもその教授の方に入らせていただいております。施設改修のアドバイスなどをいただいている中で、今までよりも関係性が深くなっているというのは実感しているところであります。

ただ、やはり医局としましても、医局に医師が入局しないことには派遣自体ができませんので、なかなか分娩再開について具体的な時期をお示しすることはできないという話にはなっておりますけれども、引き続き北後志周産期医療協議会としても小樽協会病院も含めさまざまなバックアップ体制を充実、支援なりをしてまいりたいと考えております。

○高野委員

では、まだ見通しがいいということなのですね。

それならば、代表質問でも本当に大変な状況の中で出産された方の話をしました。今、市外で出産される方がふえているところです。市外でやむを得ず出産されている方の中には、交通機関を使うと経済的に大変だから、おなかが大きくても無理して車を運転して病院に行く方も少なくないと聞いています。だから、実際にこういう状況が市内でも起こっているわけです。やはり命にかかわる問題ですので、周産期医療の再開まではせめて交通費助成をすべきと私は考えます。やはりいつ再開するかわからないけれども、それまで市民に対して我慢してくださいというおつもりなののでしょうか。お答えください。

○（福祉）子育て支援調整担当次長

妊婦の方が市外の病院に大変な中で通院されていることはこちらでも理解しておりますけれども、支援に関して

はもうしばらく状況調査などをしてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○高野委員

理解いただきたいと言われましても、やはり私は理解できませんけれども、財政的にいろいろあると思いますよ。無限にということはないわけですが、やはりそういう方が交通費が本当に負担がかかって、経済的にも本当に大変だったというお話をしましたが、そういう方がいるからこそ小樽で本当に産みたいけれども産めないという状況が出ているからこそ、交通費助成をどこまででもというわけではないですが、少なからず少しでもすべきではないですかという話なのです。ぜひそこは再度検討していただきたいと強く思います。

あと、出産時の費用についてなのですが、国や道にも働きかけてほしいということをご代表質問で質問しました。その中で出産一時金は基準設定しているから難しいような答弁があったのですが、私は出産一時金に限った話ではなくて、出産までに幾らかかるかわからないという状況で支援も余りないとなれば、やはり安心して出産に臨めないとと思うのです。だから、妊娠から出産までの費用の補助などをふやすように国や道に対しても働きかけてほしいという質問でしたので、それについて再度お答えください。

○（保健所）健康増進課長

妊娠から出産までにかかる経費に対する支援ということをございますけれども、例えば妊婦の健康診査では全国ほとんどの市町村で 14 回の受診分の助成を行っておりますが、妊婦や胎児の状況によっては自己負担により追加の健診が必要となる場合もあります。

また、出産経費につきましても、地域や医療機関、助産所などによって異なりまして、出産一時金だけでは賄えない場合もあると聞いております。経済的に負担が重くなるといった場合もあると思われまします。

出生数の増加は本市にとりましても重要でありまして、安心して妊娠・出産ができる体制を整えるためにも、こうした経費の支援の拡充につきましては、北海道市長会などを通じまして国に要望してまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

本当に強く要望していただきたいと思います。

◎子どもの貧困対策について

次に、子どもの貧困対策、アンケート調査についてなのですが、先ほど横田委員からも質問がありましたが、北海道や他都市が実施した調査結果について情報収集に努め、より効果的なアンケート調査ができるようにしていきたいというような答弁だったと思います。それでは、どれぐらいの期間まで検討して、そういう時期は決まっているのでしょうか。

○（福祉）こども福祉課長

子どもの生活実態調査、貧困に対するアンケートにつきましては、現在、担当課としては来年度実施について検討を進めているところでございます。検討が固まり次第、平成 30 年度の予算確保に向けて努力してまいりたいというふうに考えております。

○高野委員

平成 30 年度ということで答弁があったのですが、ぜひこの調査は 1 回だけではなくて、数年に一度などを継続的に進めて調査がよりよいものになっていただきたいと考えますが、その点はいかがでしょう。

○（福祉）こども福祉課長

昨年、北海道なり札幌市が先行してアンケート調査を実施しておりますので、その他都市の状況も見ながら継続してやる可能性の可否についても考えていきたいというふうに考えております。

○高野委員

ぜひお願いいたします。

◎国民健康保険について

次に、国民健康保険についてなのですが、代表質問で保険料について質問しました。平成 30 年度の納付金額は来年 1 月にならなければわからないという答弁だったのですが、ぜひわかり次第報告していただきたいと思いますが、その点はどうか。

○（医療保険）国保年金課長

代表質問のときに 1 月にならないとわからないという話をした部分ですけれども、来年 1 月に確定する納付金の額は、まずなるべく早く報告いたします。ただ、1 月の決定では、市町村の平成 30 年度の予算編成には間に合わないということもあって、国でも仮係数というのをを使って 11 月に 1 回、本算定を行うことにしております。その結果が通知されましたら、11 月に通知される予定ですので、第 4 回定例会に間に合いましたら仮係数での納付金額を報告させていただきたいというふうに考えております。

○高野委員

よろしくをお願いします。

◎介護保険について

次に、介護保険について御質問したいと思います。

今定例会で介護給付費準備基金積立金の補正予算が通った場合、積立金は全体で幾らになるのでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

本会議で可決されたとしますと約 5 億 5,900 万円となります。

○高野委員

では、介護保険料の決定は、いつになりますか。

○（医療保険）介護保険課長

2 月の策定委員会で成案とするため、正式には 2 月に決定いたします。ただ、11 月下旬の策定委員会の中で中間報告値をお示しできる見込みですので、第 4 回定例会の中で、部分的に未定となっているところもございしますが、報告するというのを考えております。

○高野委員

先ほど全体の積み立てが 5 億円以上になるというお話がありました。その積み立ての部分も介護保険料の軽減にぜひ充てていただきたいと思いますが、その点はどうか。

○（医療保険）介護保険課長

今後、介護報酬改定や国から示される係数を考慮した給付見込みなどを考慮しまして、積立金の話も含めて策定委員会の議論の中で決まっていくものと考えております。

○高野委員

策定委員会で決まってくると、その中では、そういう軽減についても検討したいということでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

策定委員会の中で、そういう議論は当然出てくるのではないかとこのように考えております。

○高野委員

◎介護保険事業所へのアンケート調査について

次に、今回の介護保険事業所へのアンケート調査について何点か質問したいと思います。

今回、報告された資料の中で、サービスの向上については全体的に低いような感じがしました。この点について、市ではどのように捉えていますか。

○（医療保険）主幹

サービスについての向上のための取り組みが低いというお話でありましたけれども、事業所の捉まえ方もあるの

だろうというふうには感じました。実際に見ていきますと、例えば具体の項目では緊急時のマニュアルの作成の項ですとか、事業所が全て取り組んでいないみたいなどころもあるのですけれども、これはマニュアルというか非常時の災害計画という形で作ることになっておりますので、ないということにはならないような案件も載っているということもありますし、例えば人権のところの取り組みなどというのものもありますが、こちらのいわゆる高齢者の虐待ということにつながってくるような案件ではあるかとは思いますが、こちらの取り組みでいけば、外部の研修という形で毎年、道主催で講習会をやられておりますので、全部の事業所に案内が行っていたりということもありますので、区分の仕方としてはいろいろあるのかなというふうな印象を持ったところであります。

ただ、それぞれの事業所で行う内容については、ここに具体的に数値としては上がってなくても実際やっているという、私のところでは地域密着型の事業所しかないのですけれども、アンケートでいきますと 217 のうちの地域密着系 90 と通所系 38、このぐらいなりましようかね。その事業所で見ますと、それぞれ基準に基づいた取り組みはなされているという印象を持っております。

○高野委員

中にはサービスをしているとは思うのだけれども上がっていない部分もあるというお話もあったと思うのですが、介護施設で市内で働いている方のお話を聞きますと、デイサービスとかに通っている方が毎回、そのときは入浴介助とかでお風呂できれいになったりするのですが、毎回シラミが出ているですとか、あとは毎回のよう青いあざができて虐待が疑われるというようなケースもお伺いしています。そういうことも聞いていますので、やはり市としてもサービスの向上のために、対策ということも考えていかなければいけないのかなと思うのですが、その点はどうでしょうか。

○（医療保険）主幹

今のお話ですけれども、高齢者の虐待の疑いがある案件であれば、先ほども横田委員のお話にもさせていただいたところかと思うのですが、高齢者の虐待は市への報告が必要な案件になります。その方がそういう疑いを持っておられるのであれば、ぜひ所管課へお話をいただきたいと。まずそちらをお願いしたいと思うところであります。

サービスの向上についての取り組みということについては、高野委員がおっしゃるように、虐待以外の部分で適切なサービスになるようにというところは言うまでもありませんので、私どももそのために所管のところに対する指導は行っているところでありますので、引き続き基準にのっとった形でサービスの提供ができるように指導してまいりたいとは思っております。

○高野委員

よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと、松田委員からも質問があったのですけれども、施設の赤字についてなのですが、黒字だということも人件費を削減しながら何とかしているですとか、赤字になっている施設や大変な状況があるということがこの調査によって出されています。4月から総合事業に移ったことによって、単価が減っています。それで、第2回定例会で新谷議員が、報酬単価を回数単価に変えて大幅な減収になって、撤退する事業が札幌でも出ているということを言いました。それで市内でもそういうことが起こるのではないかとということでは、答弁では、これだけではなくて、ほかの理由が考えられるというような答弁だったと思います。市では、ほかの理由でこのような赤字に事業所がなっているという押さえないのでしょうか。

○（医療保険）主幹

事業所の経営の部分のお話かと思われまひす。

事業所それぞれ形態がござひますので、一様ではないだろうなというふうには思ひます。例えばデイサービスという部分で見ますと、確かに利用者の数が定員に満たないところは結構あるのかなというふうには思ひます。

デイサービス、実は結構数があります。50 幾つありますので、若干飽和状態であるという印象は持っております。利用者の方々もなかなか、デイサービス、あそこがいいよというふつと移っていったりとか、はやりがあるようで結構移動したりしているケースはあるように聞いておりますので、そういう形で大変な部分はあるのかなというふうには思っているところであります。

経営の中身まで私たちが立ち入ることできませんけれども、適切な経営が基準に基づいてできるように、利用者のサービスにそごがないよということとは常々気をつけているところであります。

サービスの優劣によるところというのは、基準に基づいたサービス、それこそプランに基づいてその事業所においてサービス提供されていることからすれば、優劣はないものというふうに考えております。

○高野委員

予防給付の部分で総合事業になって、余り利用されていない方は回数になって料金が下がったけれども、その分、事業者の単価が、総合事業に移ったことで単価が下がって、経営が成り立たないというケースもやはり出てきているのだと思うのです。なので、やはり経営が成り立たなくなったら、それこそ利用者がサービスを受けられないという話になってしまうので、利用者の負担はこのままで、以前と同じ事業者分の負担は市で何とかということではできないのか、どうでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

要支援の方が対象である総合事業についてということで、総合事業におきましては、利用者側の見地から要支援 2 の方の通所介護サービスについての報酬を一部独自の基準として、総合事業開始前と比較し、利用量に応じて単価減としていただいておりますが、現在、介護人材不足などの問題が出てきている中で取り組んでいこうとしております多様なサービス等を考慮していく際におきまして、策定委員会からの意見、議論を踏まえまして、バランスのとれた現実的な報酬を今後も考えてまいりたいと思います。

○高野委員

そもそも論なのですが、やはり介護報酬を減らしたという、やはり国の責任が今回の介護施設の赤字ですとかそういう部分に大きな、それにつながっていると思います。やはり介護サービスの充実、介護事業所の運営またその人材、介護職員が足りないという部分でも、収入が、仕事をしていても、給料が安い、それなのに責任がすごくあるということにつながっていて長く働けないという部分があると思います。私自身も介護事業所の方にお話を聞きますと、特にお金がかかってくる子育て世代の方は、本当に仕事をしたくても収入的にやはり低くて、残念ながら、いい方でもやめてしまうということもあって、なかなか若い人が長く働いてくれないのだという話も聞きました。やはりこういう介護報酬をしっかりと上げていただくということも強く国に対しても要求していただきたいと思いますが、この点はどうでしょうか。

○（医療保険）介護保険課長

全国市長会におきまして、介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、簡素明快な報酬体系を構築すること。特に、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、地域やサービスの実態に即した報酬単価とするなど、適切な報酬の評価、設定を行うことを要望しております。

○高野委員

ぜひ強く要望していただきたいと思います。

◎福祉除雪について

次に、福祉除雪に移りたいと思います。

市の福祉除雪サービスには、主にどのようなものがあるのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

福祉除雪の関係の御質問ですが、まず、市民税所得割が課税されていない高齢者などで自力での除雪が困難な世帯を対象に行っているもので、三つの事業がありまして、一つ目が福祉除雪サービス事業で、これにつきましては社会福祉協議会が赤い羽根共同募金の助成金を財源にボランティアなどと連携しながら、対象者の玄関先から公道までの幅 1 メートル程度、年 3 回まで除雪する事業で、次に、屋根の雪おろし事業、こちらにつきましても社会福祉協議会が市からの補助金を財源に屋根の雪おろしに要した費用に対して年に 1 万円を上限に助成する事業で、この二つが社会福祉協議会が実施主体となっておりまして、そのほかに置き雪除雪がありまして、これにつきましては市が実施主体で、市道の除雪により登録世帯宅の間口に生じた置き雪を人力で処理する事業。この三つが福祉除雪関係事業となっております。

○高野委員

今後、新たな福祉除雪のサービスというのは考えているのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

特に今のところ考えておりません。

○高野委員

先ほど地域福祉課長から年 3 回まではできますよという話がありました。福祉除雪を利用している方は、本当に除雪してもらってありがたいというふうに思っているのだけれども、やはり年間 3 回だけでは足りないという話も聞いています。小樽は雪が結構降りますので、除雪に困って引っ越しを考えたりですとか、御高齢になってなかなか一人で除雪できないとなってしまえば、施設に入らなければいけないのかなというふうに考えているという方の声も聞いています。3 回ではなくて回数をふやすということはできないのでしょうか。

○（福祉）地域福祉課長

現在 1 シーズン 3 回となっておりますけれども、実際にこれで本当に足りているのか。あとは、市民としてこの制度について何か要望などがいいのか、社会福祉協議会で受けているものも含めて、こういうことにつきまして実施主体であります社会福祉協議会とも相談して、改善できる点があれば一緒に考えていきたいと思っております。

○高野委員

ぜひ考えていただきたいと思っております。札幌でも 1 日 1 回ということで決めているところもありますし、旭川市では高齢者支援の中で除雪の援助を受けたい人と援助を行いたい人を組織して、企業や住民に対してもスノーサポート隊というのを募集して事業を行っています。小樽市でもこのような市民ニーズに応じて実施できるような支援を考えていただきたいと思っております。

また、今回、厚生常任委員会の報告資料として、この介護保険事業計画のアンケート調査の報告もありましたけれども、利用者から寄せられた福祉行政に対する要望等の中でも除雪に関してのサービス、もっと充実してほしいなども書かれています。なので、地域福祉課だけではなくて関係の部署の方とも連携して、この除雪サービスに関して、ぜひ 3 回だけではなくて、多少お金とかもかかるかもしれないのですが、1 回 500 円とかそういうことも住民ニーズに合わせて除雪をしてもらおうということもぜひ考えていただきたいと思っております。答弁をお願いします。

○（福祉）地域福祉課長

市全体の除雪の問題というのも当然あると思っておりますので、建設部や社会福祉協議会、関係機関と連携して取り組んでいきたいと思っております。

○高野委員

ぜひよろしくをお願いします。

○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

中村岩雄委員に移します。

○中村（岩雄）委員

◎保育士について

それでは、保育士について伺っていきます。

保育士についてですけれども、もっと具体的に言うと入所待ち児童の解消、そのための保育士の確保対策についてと言ったほうがいいかと思うのですが、まずは小樽市内、今どういう状況になっているのか。直近の入所待ち児童数、これはどういうふうになっていますか、お答えください。

○（福祉）こども育成課長

直近ということで、9月1日現在の小樽市内の保育施設の入所待ち児童数でお答えいたします。

公立保育所では5人、民間保育施設で25人、合計30人となっております。

○中村（岩雄）委員

合計30人が今、待っていると。

それで、私も今相談を受けていることもあります。なかなか子供が受け入れてもらえないで、その母親が就職できないでいると。職はあるのだと。求人があって話し合いもできている。その条件が整わないで困っているのだという相談を受けているのです。

今ここで確認しておきたいのですけれども、入所待ち児童ということで私は聞きましたが、よく国が言う待機児童、それから潜在的待機児童という言い方もします。一般市民には、その辺がよく理解できていないというか、わからない方も多いのではないかと思うのですけれども、その辺についてまず説明していただけますか。

○（福祉）こども育成課長

先ほど入所待ち児童数ということでお答えいたしましたけれども、これは小樽市で実際に保育所の入所をお待ちになっている子供の人数ということでお答えいたしました。

国が言います待機児童という定義でございますが、この中には、保護者が特定の保育所の入所、たくさん保育所がある中である1カ所の保育所の入所を希望されておりまして、市としましては、保護者の方にほかの入所できる可能性のある保育所などを丁寧に説明した上で、それでもなお特定の保育所の入所をお待ちになっているという方につきましては、待機児童に含めなくてよろしいということが定められておりますので、小樽市につきましては、待機児童はいないものとして国に報告してございます。

潜在的待機児童という定義でございますけれども、これは小樽市では入所待ち児童数ということで、この潜在的待機児童は国や道に報告しているところでございます。

○中村（岩雄）委員

それで、そういう状況、以前からいろいろ言われているわけですが、その待機の状態をできるだけ速やかに解消していきたいというのは、これはもう全国同じかなと思うのですが、国はこれに対してどういう施策を打とうとしている、打ってきた、あるいは今打っているのか、その辺を説明していただけますか。

○（福祉）こども育成課長

国におきましては、待機児童解消加速化プランということで平成25年度から29年度まで取り組んできておりまして、さらに新たな子育て安心プランということで32年度末までに全国の待機児童を解消するという目標を立てて取り組んでございます。その中で保育所の整備などを積極的に行いまして、保育の受け皿の拡大、これが一つでございます。なお、保育の受け皿を拡大するに当たりましては、その施設で働く保育士の人数の確保も重要となっておりますので、保育の人材の確保のために潜在的な、資格を持ちながら実際に今、保育所だとかで働いていない潜在保育士の掘り起こしですとか、保育士の処遇改善、それから保育所における保育士配置の特例などを実施してき

ているところでございます。

○中村（岩雄）委員

国の施策はそういうことでやっているわけですが、それと連動して、例えば北海道のいろいろな施策もあると思うのです。より小樽にとっては身近なとか具体的な施策になっていくと思うのですが、その北海道の施策との関連で、小樽は今どういう施策を行おうとしておりますか。その辺、説明してください。

○（福祉）こども育成課長

北海道におきましては、平成 29 年度から保育士の確保の対策事業といたしまして、保育士修学資金の貸し付け、これは新たに保育士の資格を取るための養成機関に入学する学生に対しまして修学資金を貸し付けるという制度がございます。それと、保育補助者雇上費の貸し付け。これは、施設に対しまして貸し付けを行うものでございます。それから三点目は、未就学児を持つ保育士に対する貸し付け。これは保育料ですとかファミリー・サポート・センター事業やベビーシッターの利用料の貸し付けを行うもの。それから、就職準備金の貸し付け。これは、資格を持っている潜在保育士が新たに保育所等に勤務する際に就職準備金の貸し付けを行うということで、貸付額は 40 万円以内。これは道内の保育所に 2 年以上継続して勤務した場合には返済が免除になるようなものと聞いております。

小樽市では、保育士に対してこういった制度の情報提供を行っているところでございます。

○中村（岩雄）委員

情報提供を行っている、小樽市が窓口になって道にということではあるのですか。

○（福祉）こども育成課長

こちらは、事業といたしましては北海道社会福祉協議会が窓口となって実施しているところがございますので、小樽市としましては保育士に情報提供を行っているところがございます。

○中村（岩雄）委員

小樽市としても現状、市内の状況というのは掌握しておかなければいけないのだと思うのですが、その辺の情報、ただ北海道がやっている事業で、どうぞという紹介だけではなくて、その利用状況だとかその辺も北海道と連携しながら、市内の実態とか状況というのは掌握していくべきだというふうに思うのです。そういう努力もぜひしていただきたいと思うのですが、実際に現在、そういう利用状況はおわかりですか。そこまではまだわかりませんか。

○（福祉）こども育成課長

この北海道の制度、利用状況は現在のところ、把握は小樽市ではしてございません。

○中村（岩雄）委員

これからに向けて、そういう情報なんかも提供していただいて、掌握に努めていただきたいというふうに思うのですが、それ以外に、今度は、道でもそういう事業をやっているというところなのですが、また別に小樽市独自で何かこれまでやってきたこととか、あるいは今後、こういうものを独自でやったほうがいいかなというような、思われる予定とございますか、検討しているものでもいいのですが、そういうものを紹介していただきたいと思うのです。保育士を確保するというのも、やはり北海道は横並びで一律に同じような条件で道内の他都市に対しても制度展開していくことであれば、横並びで同じような条件でいくのかなと思うのですが、確保するという面では、地域間競争とか都市間競争とか、そういうこともやはりあるかなというふうに思うのです。

まち、地域独自の施策というものもそういう意味では必要になってくるのではないかとと思うのですが、近隣の他都市でこういう動きがあるけれども、これは参考にできるかなとか、何かいい事例があったらやはり参考にすべきだし、取り入れられるものがあれば、やはり積極果敢にそういった事例なんかも取り込んでいくということも必要になってくるのではないかとと思うのですが、そういったものがありましたらそういったものも紹介していただければ

ばと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○（福祉）こども育成課長

大きく二つのお尋ねがあったかと思えます。

まず、小樽市としてのこれまでの取り組みでございますけれども、一点目ですが、小樽市は公立の保育所が 5 カ所ございまして、ことしの 4 月から入所定員の見直し、具体的には入所待ちの児童が多いゼロ歳児、1 歳児、2 歳児で受け入れの定員を 16 名ふやしてございます。

二点目といたしましては、これは平成 28 年度単年度で実施したものでございますが、小樽市保育士就労支援補助金制度を実施いたしました。こちらは先ほども御紹介しましたが、北海道の就職準備資金の貸付制度が始まりましたことによりまして、29 年度は小樽市では実施してございません。

三点目につきましては、主に潜在保育士の就職ということを促すために、保育士就職支援セミナーを年 2 回程度、現在開催してございます。

四点目といたしましては、保育士もやはり妊娠・出産、子育てを行う方はたくさんいらっしゃいますので、保育士が育児休業からあけて職場に復帰する際に、保育士の子供を保育所で受け入れる際に利用調整の基準を改めまして、保育士の子供については優先的に入所できるように基準の改正を行ったところでございます。

あと、これからの小樽市の取り組み、どんなことが考えられますかというお尋ねだったかと思うのですけれども、近隣の市町で、例えば江別市ですとか千歳市ですとか、保育士の人材バンクというものを設置し、就職したい保育士から登録をいただき、それを市で集約いたしまして民間の保育施設などに資料の閲覧をしていただいて就職に結びつけるような制度もございまして、また、保育士の離職の防止というのも取り組まなければいけない課題かなと思ひまして、小樽市では今年度から公立の保育士、民間の保育士、一堂に集まっておきまして研修会を開催しまして、保育士の質の向上、それから技能の向上を図っていただいて、働きがいというカスキルアップを図っていただいて、働きやすい環境をつくっていくというような後押しも始めているところでございます。

○中村（岩雄）委員

今、他都市の事例なども説明していただきましたけれども、札幌市で保育士・保育所支援センターの稼働を始めた。先日、道も同じような計画があるというふうには聞いているのですが、その辺の情報、その保育士・保育所支援センターについて小樽ではどうなのだというようなことなのですかけれども、それもあわせてお答えいただきたいのですが。

○（福祉）こども育成課長

札幌市では、昨年 10 月から札幌市保育士・保育所支援センターというのを開設されまして、やはり潜在的な保育士ですとか保育所との結びつけですか、そういった事業を行っているというふうには伺っております。

北海道も、全道規模になりますけれども、同じようなセンターを設置するようなお話を伺っていますので、先ほど小樽市でも保育士人材バンクの設置が考えられるのではないかなというふうなお話をいたしました。北海道とも連携して潜在保育士の就職に結びつくような支援を行っていきたくと考えております。

○中村（岩雄）委員

ぜひひとつ不断の努力で待機児童の解消に向けて、ゼロというのはなかなか難しいのでしょうかけれども、御努力いただきたいというふうに思います。

◎周産期医療について

質問を変えます。周産期医療について。これも先ほど来、同様の質問があったし、もちろん経過報告もあったわけですが、いま一度お聞きしておきたいのですが、現在までの進捗状況からして、周産期医療が再開されるまでの残された課題とございますか、どのようなものがあるのか説明していただきたい。

○（福祉）主幹

分娩再開に向けた考え方なのですが、今、分娩がとまっているという中で、やはり再開の条件としては第一に派遣元の医育大学からの安定した医師の派遣、これが第一条件と考えております。そのためにはいろいろな条件があると思うのですが、やはり地域の熱意、再開を切実に要望しているというのを医育大学に伝えていくこと。あとは、医局から医師が派遣される際に、医師に選ばれる魅力ある病院になること。あとは、医育大学との関係性を深めるといふか保っていくこと。この辺が重要な条件になるものと考えておまして、そういった意味では、この辺の条件は一つ一つクリアできているのではないかとこのように考えております。

また、今後についても、やはり北後志が一体となって分娩再開を願っているということと、小樽協会病院に対して財政的なものも含めてさまざまな支援を今後も継続していくことが大切であるというふうに考えております。

○中村（岩雄）委員

今言ったような今後の課題解決のための時間的なスケジュールで、再開まで、いつごろ、来年度の例えばいつなのかというようなことは、なかなか先ほど来から質問がありますが、言うことはできないかもしれませんが、できるだけ具体的なスケジュールをお示しいただきたい。

○（福祉）主幹

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、やはり派遣元の医局に医局員といふか産婦人科医が入局しないことには、具体的な計画も立てられないということで、派遣元の教授からは地域の熱意も伝わっているので配慮もしていただけるのではないかとこのように考えておりますけれども、やはり人の問題が第一ですので、具体的な分娩再開のスケジュールなりをお示しすることは難しいのかなと御理解いただきたいと思っております。

○中村（岩雄）委員

できるだけ早くといふ、そういうお願いの仕方しかできないのかなと思うのですが、引き続きの努力をよろしくお願ひしたいと思います。

◎ヘルプマークについて

次に、ヘルプマークについて、これまで何回か質問してきたのですが、これまでの取り組みの経緯、ヘルプマークとはどんなものか、簡単でいいのですが、まず説明してください。

○（福祉）障害福祉課長

ヘルプマークとは、例えば人工関節を使っている方や内部障害の方で、外見からは障害があるとか支援を必要とするということが一見わからない方が、そのマークを使うことによって周りの人へ支援を求めるとか、配慮していただくとか、そういうことを知らせるためのマークでございます。

○中村（岩雄）委員

それで、市としてこれまで取り組んできた経緯、簡単でいいのですが、お願いします。

○（福祉）障害福祉課長

このヘルプマークにつきましては、北海道全体としてどのように取り組んでいくかということで、北海道からの情報を待っていたところでございます。このたび札幌市で 10 月 18 日から配布するというのが札幌市のホームページにございまして、北海道にも確認させていただきました。北海道では近日中にガイドラインとともに市町村に配布をする予定だということを確認したところでございます。

○中村（岩雄）委員

近日中、札幌市はもう今月ですね。北海道もそれに合わせてといふか、言い方はあれですが、今月中に何か市に打診があるとか、この件についての、というふうに思っているのか、具体的に。

○（福祉）障害福祉課長

北海道として、札幌市の開始に合わせて北海道全体として普及啓発をしていこうという取り組みを進めるという

ことで、10 月の中旬以降に各自治体に人口案分に合わせてヘルプマーク等がガイドラインとともに届くということになっております。

○中村（岩雄）委員

ではもう間もなくということなのですね。

そうしたら、より具体的ないろいろな話というのは、第 4 回定例会では報告していただけるような状況になっているというふうに思っているわけですね。

○（福祉）障害福祉課長

これから具体的に北海道から幾つぐらい届くかとかそういうこともございまして、ヘルプマークの配布と合わせてやはり市民の方々への広報周知も大変必要なものであると考えていますので、市民の方へのホームページや報道依頼などそういうものもあわせてこれから部内で検討してまいりますし、この経過等につきましては、第 4 回定例会の厚生常任委員会で報告させていただけるものというふうに考えているところでございます。

○中村（岩雄）委員

市が持ち出しというか、ストラップだとかポスター、チラシ、あるいはストラップに添付するカードだとか、そういった具体的なもの、現物は北海道から配布されるというふうに思っているわけですね。

それで、市の役割なのですけれども、いかに市民に知っていただくかと、そのヘルプマークの意味といいますか、どういうものかというのが、それが非常に重要になってくるかなと思うのです。いわゆる啓蒙ですね。それが大事かなと思うのです。物だけあるいはポスターだけ先行して、市民が果たしてこれは何なのというようなクエスチョンマークでは、意味もなかなか、時間もかかるのかしれません。しかし、これもいろいろ全国的な傾向もあって、あるいはいろいろなことを言われていますよね。オリンピックに合わせて全国的にだとか言われていますけれども、時期としてはもうやはりそういう地方まで、東京から始まって地方までどんどん浸透していくという、そういう状況になるかなというふうに思うものですから、小樽でもいち早く市民の中からもそういったものがぜひ普及すべきだということで市民グループが立ち上がったたりもしておりますので、そういうところとも連携をしながらこの運動を進めていく。

市民の側からの動きというのは非常に重要だと思うのです。上から与えるだけではなくて、市民の中からそういう意識が芽生えて、お互いに助け合おうではないかという、そういう意識こそが大切だと思うので、なおかつ小樽市民の中からそういうグループが出てきているということは、道内他都市を見ても余り事例がないと思うのです。そういう意味では、そういうグループの動きというのが非常に大切だと思いますので、ぜひそういうものを育てるという意味も含めて連携をしながら進めていただきたい。これについて一言いただければと思います。

○（福祉）障害福祉課長

やはりこのようなマーク等、障害のある方のこういう支援の活動というのは、行政だけの力ではできないものがございまして、市民の皆様、マークを配っても、これ何なのだということになると、そこはやはり市民の方と一緒に、ましてヘルプマークはまだですかという声の上まっている団体の方もいらっしゃる、私も何人か存じていますので、そういう方々にはヘルプマークが届いたらお声をかけようとも思っていますし、そういう方々と連携しながら、そういう団体の方々のお力もかりながら普及啓発に努めてまいりたいというふうには考えております。

○委員長

中村岩雄委員の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 14 分

再開 午後 4 時 36 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

○高野委員

日本共産党を代表し、請願第 2 号、陳情第 6 号、陳情第 8 号及び陳情第 9 号、全て採択を求めて討論を行います。

最初に、請願第 2 号「ふれあいパス」利用制限撤回、現金乗車の要請方についてですが、ふれあいパスとは、高齢者が積極的に社会に参加し、心身の健康維持と生きがいの創出に資することを目的として実施されています。ふれあいパスの実態調査を見ても、ほとんどの利用している方が、買い物や通院などに使っていることがわかりました。このことから、ふれあいパス事業を利用することにより、高齢者の健康維持はもちろん、小樽の経済の活性化、公共交通の維持など大切な役割があることがわかります。

市長の言動により、ふれあいパス事業費は中央バスの協力を得られず、市が全額負担することになる方向です。今後は制度設計を検討するとの答弁がありましたが、ふれあいパスの目的と役割から利用制限をすべきではありません。ふれあいパスを利用している方からは、乗車証を見せることによって自分が高齢者だということを主張しているようで乗車証を出すにはかなり勇気が要る、中にはそれが嫌で活用したくてもできないとの声も聞いています。

他市では、高齢者優待乗車証を見せると現金乗車で市内の路線バスに乗ることができ、そのほかにも 1 カ月 2,000 円、3 カ月 6,000 円のフリーパスの支払いをすると有効期間内に限り何度でも利用できる高齢者フリーパスの販売をしたりもしています。現在約 2 万人近くの方がふれあいパスを利用していますが、利用できる高齢者がふえているのに利用者が減っているところを見れば、使いづらいという面があると考えます。請願の中でも現金乗車でも利用できるようにしてほしいとの趣旨が記載されていますが、札幌市のように IC カードでも利用できるようにしてほしいなどの声も出ていることから、これからは制限するのではなく、もっと利用しやすい事業にしていくという考えが必要です。

次に、陳情第 6 号朝里におけるまちづくりセンターの建設方についてです。

先日、住民の方からスポーツや図書館に行くにも中心部に密集しているため、朝里や銭函地域の方は通うにも大変。朝里にコミュニティ施設があれば助かるという声をいただきました。また、朝里会館がなくなって気軽に住民が集まれる場所がなくなり困っている。病院のロビーなどを使って毎日のように子供が勉強している姿がある。子供のためにも勉強ができる学習室をつくってほしいとの声も聞いています。このような声があることから、建設に向けて検討すべきです。

陳情第 8 号子どもの医療費の小学校卒業までの無料化方についてです。

市長は、私の代表質問に対し、昨年 8 月に行った子ども医療費の助成拡大の分析を踏まえ、来年度は判断をしたいという答弁をしました。子供は病気にかかれば自分で意思表示をすることが難しいということもあり、重症化につながりやすいことがわかっています。

慶應義塾大学研究者らが先月、2012 年から 2013 年に入院した 6 歳から 18 歳、延べ 36 万 6,566 人、1,390 市区町村のデータをもとに市区町村ごとの一人当たり課税所得の平均値に基づいて、低所得地域と高所得地域に分けて分析をした調査結果によれば、低所得地域では、外来、通院費の助成対象年齢を引き上げた場合、入院する子供が減り、助成拡大によって全体的に入院数が減るという結果となりました。経済的理由で病院に行けず慢性的な病気にかかりやすかった子供たちが外来診療を受けやすくなった可能性を指摘し、自治体独自で行うこども医療費助成が、低所得地域では特に入院患者を減らす効果があり、外来に早く受診をすることによって結果的に医療費がかからないことが明らかになりました。このことから、安心して医療機関にかかることができるように、こども医療費助成は今後も必要不可欠です。

よって、いずれも採択を主張し、各党派、各議員の皆さんの賛同を呼びかけて、討論を終わります。

○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 6 号及び陳情第 9 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、請願第 2 号及び陳情第 8 号について、一括採決いたします。

いずれも継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

陳情第 12 号及び所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日はこれをもって散会いたします。